

令和2年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年2月19日から令和2年3月4日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年2月19日 午前10時00分

1. 応招議員（16名）

1番 物江 政博	2番 赤城 大地	3番 横山 智代
4番 渡部 正司	5番 小畑 博司	6番 佐藤 宗太
7番 山口 享	8番 三橋 薫	9番 青木 美貴子
10番 五十嵐 正康	11番 渡部 順子	12番 五十嵐 一夫
13番 水野 孝一	14番 酒井 育子	15番 猪俣 恒雄
16番 古川 庄平		

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤 仁一	議事調査係長	佐藤 潤一
書記	蓮沼 英樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤 文英	副町長	日下 亮
教育長	鈴木 茂雄	会計管理者	若林 勝治
総務課長	大島 光昭	政策財務課長	荒井 敏之
生活課長	村山 隆之	建設課長	板橋 正良
産業課長	五十嵐 吉雄	教育課長	青木 睦昭
子ども課長	佐藤 美千代	監査委員	仙波 利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（古川庄平君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7番、山口亨君、8番、三橋薫君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（古川庄平君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日2月19日から3月4日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日2月19日から3月4日までの15日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（古川庄平君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告2件を提出いたします。

まず、議長報告第1号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第2号「諸般の報告第1号について」であります。

朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

◎議長（古川庄平君）

日程第4、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条の規定により、指名推選によるものとし、選考委員会を設け、同委員会において推選された方を議長が会議に諮り当選任とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

ご異議ないものと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、選考委員の選任方法並びに人選についてをお諮りいたします。

どのようにしたらよろしいかご提案ありませんか。

(「議長一任」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

議長一任の声があります。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

ご異議ないものと認めます。

それでは、議長から選考委員を指名いたします。

正副議長並びに各常任委員会の正副委員長、以上 8 名の方を選考委員に指名いたします。

直ちに議長室において選考委員会を開催してください。

暫時休議といたします。

(午前 10 時 04 分)

(休議)

◎議長(古川庄平君)

会議を再開いたします。

(午前 10 時 08 分)

選考委員会の結果について、選考委員長 11 番、渡部順子君の報告を求めます。

◎11 番(渡部順子君)

議長、11 番。

◎議長(古川庄平君)

11 番、渡部順子君。

◎11 番(渡部順子君)

議長の要請によります、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙に関する選考委員会の

選考委員長に指名されました、渡部順子でございます。

私から選考の結果についてご報告させていただきます。

選挙管理委員会委員につきましては、

目黒和宏君、五十嵐正俊君、生江一善君、渡部耕吉君、以上4名の方を推薦することに決定をいたしました。

同じく補充員につきましては、

第1位、石田晴彦君、第2位、永山宏一君、第3位、小林好次君、第4位、小野稔君、以上4名の方を推薦することに決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

◎議長（古川庄平君）

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり選挙管理委員会委員につきましては、目黒和宏君、五十嵐正俊君、生江一善君、渡部耕吉君、同じく補充員につきましては、第1位、石田晴彦君、第2位、永山宏一君、第3位、小林好次君、第4位、小野稔君、以上の方々をそれぞれ当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、目黒和宏君、五十嵐正俊君、生江一善君、渡部耕吉君が選挙管理委員会委員に当選されました。また、石田晴彦君、永山宏一君、小林好次君、小野稔君が同補充員に当選されました。

◎町長施政方針

◎議長（古川庄平君）

日程第5、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

この機会に、当面する町行政の諸問題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を仰ぎたいと存じます。

今年は、ねずみ年。十二支の始まりの年であり、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、まさに、新たなスタートの年であります。

また、ばんげ創生まちづくり委員会や若者集會に参加いただいた皆様、そして各地区の皆様とともに策定しました「第六次会津坂下町振興計画」のスタートの年でもあります。

振興計画の基本コンセプトに掲げた「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいをもてる、持続可能なまち」を目指し、「みんながつながり」、「やっぱり“ばんげ”がいい！」と思えるまちを創ってまいります。

第六次振興計画の政策課題は、「持続」というキーワードに集約されます。持続するとは、生命の営みが脈々と受け継がれることであり、地域の文化を受け継ごうとする次世代の担い手が、絶えることなく再創造される社会であると考えます。

今般、策定しました実施計画に基づき、「ひとづくり」、「くらしづくり」、「しごとづくり」、「しくみづくり」と、様々な取り組みを進めてまいりますので、議員各位におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、中国本土を中心に世界的に感染が広がる新型コロナウイルスによる肺炎ですが、1月28日に厚生労働省が「指定感染症」に指定し、1月30日にはWHO、世界保健機関では国際的な緊急事態宣言がなされたところでもあります。町では「町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策会議を立ち上げ、情報収集の強化及び状況に応じた対応を図ってまいります。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、第六次会津坂下町振興計画推進のための取り組みについて申し上げます。

先月、各地区コミュニティセンターにおいて、振興計画及び地域づくり計画の住民説明会を、「地域づくり懇談会」として開催いたしました。この「地域づくり懇談会」は、住民生活に広く影響がある重要な施策等に係る情報を効果的に発信するとともに、地域住民のニーズや課題を把握し、その対策等を共有するためのもので、年2回程度開催してまいります。懇談会に参加された方からは、財政の健全化と町振興の両立や、地域づくりへの行政の積極的な参画を望むなどの声が多く寄せられました。

振興計画の初年度となる令和2年度から、「地域づくりコーディネーターの配置」や「若者による地域づくり活動の推進」など、特色ある各地区の地域づくり施策を積極的に実施し、基本理念である「みんながつながり、夢や希望をかなえることができるまち」を実現してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、県が財政運営の主体となり3年目を迎えることとなりますが、県が示す標準保険料率に近づけるよう、引き続き財政基盤強化を図ってまいります。

被保険者数は年々減少しておりますが、医療技術の高度化に伴い、1人あたりの医療費は、年々増加の傾向にあります。その根底には、被保険者における高齢者の割合が高いなど、構造的な問題もあります。

市町村が担うとされている資格管理や保険給付、国保税の賦課徴収、特に保健事業につきましては、さらに充実した取り組みを行うことにより、被保険者の健康の保持増進に寄与し、国民健康保険事業の適正運営を図ってまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、最終年度を迎えることとなりますが、おおむね事業計画の想定内で順調に推移しております。

今後も高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・重度化防止に向けた取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組み等、地域包括ケアシステムの事業充実を図ってまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁整備事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期措置が必要とされた「長井橋」の橋梁修繕工事を進めていくとともに、16橋の道路橋梁定期点検を進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線の延伸に向けて1戸6棟の家屋移転を進めてまいります。

町営住宅改修事業につきましては、令和元年度に受水槽の設置が完了し、既存町営住宅の長寿命化対策として、古町川尻団地1号棟の給水設備等改修工事を進めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道整備面積拡大のため、坂下中央処理区において約1,174メートル、坂下東処理区において約24メートルの管渠埋設工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

令和元年産の米政策につきましては、県から配分された作付面積の目安2,191ヘクタールを基礎として、新規需要米・政府備蓄米などの生産調整の取り組みを推進し、作付面積実績は2,217ヘクタールとなり、概ね目標面積を達成しておりますが、26ヘクタールの作付超過となっております。

令和2年産米の作付面積の目安として、県より2,105ヘクタールの配分が示されております。主食用米の国内需要が人口減少や食の多様化等により、毎年10万トンずつ減少しており、本年度よりも更に厳しい目安となっております。しかしながら、主食用米の過剰作付は、米価下落を引き起こす最大の要因となることから、引き続き需要に応じた米生産の推進を図ってまいります。

なお、農業者の方々へは2月17日から開催しております地区説明会におきまして、取り組みをお願いしているところであります。

次に、異常ともいえる暖冬により、降雪がない状況が続き、水不足が心配される場所であり、1月28日現在の新宮川ダム有効貯水率は、42.5%となっており、宮川水系におきましても、2月3日に関係機関の間で情報の共有と渇水時における対策について協議を実施してまいりました。なお、ダムの有効貯水率であります。昨日2月18日現在で59.1%まで回復しましたことをご報告申し上げます。今後もダムの貯水率及び降雨量の状況を見極めながら、関係機関と協議を進め対応を図ってまいります。

次に、林業行政について申し上げます。

原発事故による放射性物質の拡散により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源かん養や山地災害防止等の公益的機能の低下が懸念されているため、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する機能の維持と林業の活性化を図

るために取り組む、ふくしま森林再生事業が4年目を迎えようとしています。

事業の推進にあたりましては、年次計画に基づき、令和元年度は、勝方・朝立地区において実施してまいりました。

来年度においては、大村・勝方地区周辺の森林整備を実施する予定であります。今後も本町の森林再生に向け、事業を進めてまいります。

次に、農業委員会行政について申し上げます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員につきましては、今年7月19日で任期3年が満了することから、選任の年となります。3月から公募を開始し、農業委員の任命につき同意を求めることについて、議案として6月定例会に上程する予定で進めてまいります。

次に、台風第19号による農用地等災害について申し上げます。

被災された農地2カ所、農業用施設2カ所、揚水機3カ所については、繰越事業となりますが、5月の田植作業まで支障のないよう復旧作業を進めてまいります。

また、冠水した水田に堆積した稲わらの撤去につきましては、国の補助事業及び多面的機能支払交付金事業等を活用しながら、営農再開に向け支障のないよう撤去を進めてまいります。

次に、商工業及び観光行政について申し上げます。

本年度は、首都圏等において会津の魅力を発信するPR活動として、7月に実施予定の「JA会津よつば17市町村トップセールス」のほか、9月に東京で開催する、「仮称 会津フェスタ2020」において、会津の祭りのメインイベントとして、本町の「大俵引き」の実施を予定しており、会津の食や酒、祭りを体験していただき、多くの首都圏住民との交流を通じて、会津ブランドの魅力を発信する計画であります。

また、姉妹都市交流の一環といたしまして、先月17日に埼玉県北本市の小・中学校6校において、単発的な実施でありましたが、会津坂下町観光物産協会を通じて、会津坂下産米「天のつぶ」200キログラムを学校給食として活用いただきました。

当日の献立は、福島県の郷土料理「ひき菜炒り」と、会津の郷土料理「こづゆ」とともに食されました。

北本市の子どもたちから、「普段食べているご飯より美味しい。」などの声があったと、報告をいただいたところであります。

これを契機に、継続した学校給食への提供に向け、現在、北本市と調整を進めているところであります。

本町におきましては、北本市のB級グルメであります「北本トマトカレー」のレトルトパックとフレークを、今月より「道の駅あいづ」におきまして、販売開始したところであります。

次に、教育行政について申し上げます。

小学校におきましては、4月から新しい教育指導要領に基づき、学校で学んだことが、明日、そして将来につながるような学びがスタートします。特に、プログラミング教育が導入されるとともに、外国語教育として、小学校5・6年生は、英語が教科化となり、小学3・4年生では、外国語活動として学習時数が増えることとなります。

また、小学校で使用する教科書すべてが新しくなり、スマートフォンなどでQRコードを読み取り、写真や映像、音声など、視覚や聴覚を使いながらの、より解り易い授業を展開することが可能となります。

次に、スポーツ関係について申し上げます。

まず、「東京 2020 オリンピック聖火リレー」につきましては、本県の市町村枠として、本町在住で、坂下南小学校教諭である 遠藤浩子氏が、3月27日に、会津若松市の区間において、聖火ランナーとして走ることが決定されたところであります。現在、会津若松市を中心として、この区間の関係市町村と、セレモニー・イベント等について検討中であります。

さらに、新聞等でも大きく報道されましたが、大会スポンサー枠などで、株式会社太郎庵会長の 目黒督朗氏も、聖火ランナーとして走ることが発表されております。

また、本町としての「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の関連事業といたしましては、会津坂下町体育協会と連携し、オリンピックにゆかりのある方による講演会等を企画・調整中でありますので、今後、半世紀ぶりに開催されます日本でのオリンピック・パラリンピックを、多くの町民の方と盛り上げ、感動を共有したいと考えております。

次に、子育て支援について申し上げます。

第二期子ども・子育て支援事業計画の策定作業がほぼ終わり、令和2年度からの5年間は、この計画に基づき各種事業を実施いたします。基本的にはこれまでの施策を継続しつつ、新たに、外国人も含めた多様なニーズを有する子どもへの支援の充実や、児童虐待防止対策の強化のほか、貧困実態の把握などにも取り組みます。

また、保育施設への待機児童の解消に取り組んでおりますが、現時点において、来年度も待機児童がなく迎えられる状況であります。

何より子どものために、保護者が子育てに喜びを感じ、家族や地域の人々の愛情に包まれ、子どもが心身ともに健やかに育つ町になることを目指してまいります。

次に、令和2年度一般会計当初予算及び特別会計の主な予算について申し上げます。

令和2年度は第六次会津坂下町振興計画の初年度であり、「みんながつながる」の基本理念のもと、「やっぱり“ばんげ”がいい！」と思えるまちを目指して、実施計画に基づき各種事業に積極的に取り組んでいくための予算編成といたしました。

歳入での特徴といたしましては、町税が15億5,214万4千円、地方消費税交付金が3億7,443万9千円、地方交付税が28億1,082万8千円と、いずれも前年度当初予算と比較し、増額での計上をしております。これは、国の地方財政の見通し、並びに普通交付税の算定方法の改定に関する資料などを参考に、地域社会再生事業の創設、社会保障の充実、会計年度任用職員制度への対応などが算定に盛り込まれることから、前年度よりも増額での計上としました。

また、町債は、前年度当初予算と比較し、1億487万9千円減の3億1,016万3千円を計上いたしました。これは、財政健全化アクションプランでお示しした実質公債費比率の改善に向け、単年度の起債合計を4億円以下に抑制していくという方針のもと、事業内容等を十分に精査したものであります。

なお、昨年10月に施行された自動車税の改正により、自動車取得税交付金は廃止され、代わりに導入された環境性能割交付金を計上しております。

歳出での特徴といたしましては、会計年度任用職員制度の施行に伴い、臨時職員の処遇改善を実施することから、人件費が大きくなっております。

また、各種事業予算につきましては、振興計画実施計画で「重点的に進めること」としてお示しした事業を中心に、子育て・教育、健康づくり、福祉の充実、産業・商工業の振興などを図るための予算としております。

さらに、地域づくり活動推進のための運営や住民が参画するしくみづくりのため、新たに取り組む若者による地域づくり推進事業やコミュニティセンター運営事業に取り組んでまいります。

予算総額は、68億2,000万円であり、前年度当初予算と比較して6,900万円の減となっておりますが、新たな振興計画の推進のための積極的な予算編成としております。

また、振興計画では、目指すべきまちづくりを実現するための基盤として、財政の健全化を位置づけており、令和2年度当初予算においては、繰入金の減とともに積立金の確保を図るなど、財政の健全化に向けて着実に進捗しており、今後も継続した取り組みを進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は18億5,665万3千円で、前年度当初予算と比較して1,288万1千円の減となりました。

歳入の主なものは、保険税3億5,369万5千円、県支出金12億7,683万3千円で、歳入総額の87.8%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費12億3,121万8千円で歳出総額の66.3%を占めております。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納める費用として4億5,087万5千円を計上いたしました。

保健事業費につきましては、3,060万1千円で、前年度比5.0%の増となっており、保健事業実施計画、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき、健康寿命の延伸と医療費の適正化を、より一層進めてまいります。

なお、6月の国保税本算定の際には、県の本算定における国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を考慮し、歳入歳出全般にわたり再計算を行い、必要に応じた税率の見直し及び補正予算を提案申し上げる考えであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は21億5,022万円となり、前年度当初予算と比較して6,690万4千円の減となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金が5億5,715万7千円で、歳入総額の25.9%を占めており、国庫支出金5億1,415万2千円、県支出金3億1,649万3千円は、それぞれ負担割合により計上しました。

歳出の主なものは、保険給付費が20億872万6千円で、歳出総額の93.4%を占めてお

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただいております高波和廣氏につきましては、この度、令和2年4月12日をもって任期満了となります。

高波氏は、平成29年4月13日に固定資産評価審査委員会委員として選任されて以来、会津坂下町の行政進展のためご尽力をいただきました。

そのご功績に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、田尻早苗氏をご推薦申し上げます。田尻早苗氏は、経歴はもとより人格・識見も立派であり、我が町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方ですので、町政進展のためご尽力賜りますようご推薦を申し上げます。なお、任期につきましては、令和2年4月13日から3年間です。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることについて」は、これに同意されました。

日程第7、議案第2号「人権擁護委員の推選につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記(蓮沼英樹君)

議案第2号

人権擁護委員の推選につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推選したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 [redacted] 番地 [redacted]

氏 名 矢 部 哲 雄 ([redacted] 生)

令和2年2月19日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [redacted] 番地

現住所 [redacted] 番地 [redacted]

矢 部 哲 雄

[redacted] 生

学 歴

[redacted]

職歴等

[redacted]

本案は原案のとおり推選することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号「人権擁護委員の推選につき意見を求めることについて」は、これを適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第8、議案第3号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」から、議案第19号「令和2年度会津坂下町水道事業会計予算」までの17件を一括議題といたします。一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

- | | |
|--------|---|
| 議案第3号 | 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 議案第4号 | 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第5号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 会津坂下町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第7号 | 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第8号 | 会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第9号 | 会津坂下町営住宅管理条例の一部を改正する条例 |
| 議案第10号 | 会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第11号 | 会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第12号 | 令和2年度会津坂下町一般会計予算 |
| 議案第13号 | 令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第14号 | 令和2年度会津坂下町介護保険特別会計予算 |
| 議案第15号 | 令和2年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第16号 | 令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計予算 |
| 議案第17号 | 令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算 |
| 議案第18号 | 令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第19号 | 令和2年度会津坂下町水道事業会計予算 |

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

(午前 10 時 48 分)

(休議)

◎議長 (古川庄平君)

会議を再開します。

(午前 11 時 00 分)

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 3 号から議案第 5 号について説明願います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長 (古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

議案第 3 号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、ご説明をいたします。

地方自治法の改正によりまして、令和 2 年 4 月 1 日より施行する関係条例、2 つの条例になりますが、条立てにより、2 条に構成し、2 つの条例を、それぞれ一部改正し、整備をするものであります。

まず、条立てによる第 1 条につきましては、「会津坂下町監査委員条例の一部改正」でありまして、「監査専門委員」についての規定を定めるものであります。

第 2 条としましては、「会津坂下町水道事業の設置等に関する条例の一部改正」でありまして、地方自治法の改正により、条・項等のずれが生じておりますので、改めるものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、参考資料の 1 ページ、「会津坂下町監査委員条例」の新旧対照表をご覧くださいと思います。

右の旧が、改正前、左の新が、改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第 6 条として、「監査専門委員」について、新たに規定をいたします。

第 1 項、としまして、「監査委員に常設、または、臨時の「監査専門委員」を置くことができる。」とされました。

第 2 項は、「監査専門委員」は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いてこれを選任する。

第 3 項は、「監査専門委員」は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し、必要な事項を調査する。

第 4 項は、「監査専門委員」は非常勤とする。としまして、第 6 条を追加するものであります。第 6 条を追加することにより以下、第 7 条、第 8 条と繰り下がることとなります。

次に、新旧対照表の 2 ページ、今ほどの 2 面になりますが、「会津坂下町水道事業の設置等に関する条例」の、新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧の下線部分が、改正箇所ではありますが、地方自治法の改正に伴い、条・項にずれが、生じたことでの改正

となりますので、内容についての変更はございません。

議案の本文、に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から、施行をしたい、というものであります。

説明は、以上であります。

次に、議案第 4 号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

今回の改正は、昨年お示しをいたしました、「財政健全化アクションプラン」、そして、今後 10 年間の「財政シミュレーション」、並びに、令和 2 年度からの、「実施計画による、財政計画等」を鑑み、さらに、「町特別職報酬等審議会」からの答申を受けまして、町条例を改正し、町長等町三役の給料月額を減額を、令和 2 年度におきましても、実施をしたいとするものであります。

改正の内容につきましては、令和元年度と同様に、町長及び副町長、教育長の給料月額を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間、町長については、給料月額の「100 分の 30」を、副町長・教育長については、「100 分の 15」を、乗じて得た額を減じた額としたいとするものであります。

参考資料として、新旧対照表を添付してございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

新旧それぞれの、下線部分が、改正箇所、第 1 条中の、減額をする特例期間を、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に改めたい、とするものであります。

次に、議案の本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

なお、教育長の給料月額の特例につきましては、本条例第 2 条におきまして、規定がされており、特例期間につきましては、第 1 条と同じ期間となります。

説明は、以上であります。

続きまして、議案第 5 号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

今回の「固定資産評価審査委員会条例の一部改正」につきましては、参照法律であります、いわゆる上位法の、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と、名称が改称され、あわせて、新規の条・号の、追加等が行われたことによりまして、参照法律の条文が、「第 3 条」から「第 6 条」へと条ずれが発生したことによる改正であります。

参考資料として、新旧対照表を添付してございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

新旧それぞれの、下線箇所中、法律の名称と、下線部分の最後に表記してあります、条・項を、改めるというものであります。

なお、本条例第 6 条の内容につきましては、「固定資産評価審査委員会」において、書面審査を行う際に、「町長へ、弁明書の提出を、求めた場合に、電子情報処理、いわゆるメール等、を使用して弁明が、なされた場合においても、「弁明書」が、提出されたものとみな

す。」とするものであり、事務の簡素化・効率化を図るため、「弁明書」の提出は、書面等の「紙媒体」によることなく、電子データでの、提出も認めるというものであります。

附則として、この条例は、公布の日から、施行したいとするものであります。

説明は、以上であります。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第6号について説明願います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議案第6号「会津坂下町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

現在、坂下中央公民館二階に所在する「坂下コミュニティセンター」が、坂下地区地域づくり協議会との協議の結果、5月1日を目途に、東分庁舎、現、まちづくりセンターへ移転することとなります。

このため、「会津坂下町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」の一部を次のとおり改正するものであります。

それでは、別紙、新旧対照表をご覧ください。

左側が「新」、右側が「旧」となります。

第3条（名称及び位置）であります。

改正内容は、コミュニティセンターの位置が、字五反田1310番地3、から字市中二番甲3650番地に変更となります。

議案に戻っていただきまして、最後に、附則であります。

この条例は、令和2年5月1日から施行する、としております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第7号及び議案第8号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第7号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

この改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴う会津坂下町国民健康保険税条例の一部

改正であります。

内容としましては、税の限度額の改正、並びに軽減世帯に係る所得判定基準等の改正であります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例参考資料新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

はじめに、第2条課税額についてであります。

第2条第2項ただし書き中、「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改めます。

次に、23条中、「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改めます。

続いて2ページをお開きください。

次に、第23条の2第1項第2号中「(昭和57年法律第80号)」を削ります。

議案にお戻りください。

附則の第1条は施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

第2条は経過措置であり、改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険税について適用し、令和元年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上であります。

続きまして、議案第8号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、上位法である介護保険法の改正により、町条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、消費税による公費の投入をして低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みは、平成27年4月より一部実施されていますが、令和元年10月の消費税率10%の引き上げに合わせた完全実施がされたことで、町としても新たな保険料額に改定をするというものであります。

それでは新旧対照表によりご説明しますので、会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例参考資料新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

第2条第1項中、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中、「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「30,825円」を「24,660円」に改めます。

次に、同条第3項中、「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「30,825円」を「24,660円」に、「51,375円」を「41,100円」に改め、同条第4項中、「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「30,825円」を「24,660

円」に、「59,595 円」を「57,540 円」に改めます。

議案にお戻りください。

附則の第 1 条は施行期日であり、規則に定めたいというものであります。

次に、附則第 2 条は経過措置であり、改正後の第 2 条の規定は、令和 2 年度の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によりたいとするものであります。

説明は、以上です。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 9 号について説明願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 9 号「会津坂下町営住宅管理条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、民法の一部を改正する法律の施行及び国土交通省住宅局長通知「公営住宅管理標準条例（案）」についてが発出されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

第一に、国は、公営住宅の入居に対し、連帯保証人の要件が入居の支障とならないよう「公営住宅管理標準条例（案）」の一部を改正し、連帯保証人の規定を削除したところであります。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供するという目的がある一方で、保証人が確保できないために入居できないといった事態が生じております。近年は、身寄りのない単身高齢者といった住宅確保要配慮者の増加が危惧されておることもあり、保証人の確保を入居に際しての前提とすることから転換すべきとの考えであります。

これらの改正に伴い、本町の町営住宅においても、生活困窮者の居住先を確保する役割も果たしていることや、身寄りのない生活困窮者の入居の障害とならないよう、保証人を町営住宅の入居要件としないよう規定を改めるものであります。入居要件から保証人の規定を削除し、新たに緊急連絡人の届出を追加いたします。これまで保証人が家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることから、入居時において、緊急時の連絡先を提出させることが望ましいとの考えのもとであります。

第二に、民法の一部改正に伴い、債権関係の規定が見直されたことから、町営住宅の敷金に関して、賃貸人である町は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができる規定を追加します。また、町営住宅の修繕費用の負担にかかる規定について、同改正により、賃借人が修繕必要と連絡したにもかかわらず、賃貸人が相当期間にわたり放置した場合や急迫な事情があるときは賃借人が修繕できるとなったことから、破損個所の報告と修繕の事前

協議の規定を追加いたします。

第三に、民法の一部改正により、民事法定利率が5%から3%に引き下げとなり、3年ごとに見直す変動制に改めたため、町営住宅の不正入居に対する明渡し時の利息の適用利率について、変動制に対応できるよう規定を改めるものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

1 ページをご覧くださいと思います。

第11条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項に第2号「緊急連絡人の届出書を提出すること」、第3号「その他規則で定める書類を提出すること。」を加えるものであります。

第18条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「当該町営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に第3項「町営住宅の入居者が、当該町営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、当該入居者は町長に対し、敷金をもって当該町営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。」を加えるものであります。

第19条第4項中「第1項」を「前第4項」に改め、「町営住宅」の次に「及び共同施設」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に第2項「町営住宅の入居者は、前項に規定する町が修繕費用を負担すべき施設について、当該住宅内で修繕を要すると思われる箇所を発見した場合には、町長にその旨を速やかに報告し要否について協議しなければならない。」を加えるものであります。

第20条中第3号を第4号とし、第2号の次に第3号「共同施設の使用又は維持及び運営に要する費用」を加えるものであります。

第36条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものであります。

第52条第3項中「第18条第3項及び第4項」を「第18条第4項及び第5項」に、「同条第3項及び第4項中」を「同条第4項及び第5項中」に、「同条第3項中」を「同条第4項中」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、この条例は、令和2年4月1日から施行したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第10号及び議案第11号について説明願います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（古川庄平君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議案第 10 号「会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、児童虐待防止対策の強化を図るのを目的に、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、同様の改正をすることが市町村に求められたことから、関係条例を整備したいとするものであります。

詳細を参考資料の新旧対照表によりご説明いたしますのでご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第 7 条及び第 10 条第 3 項第 3 号の改正は、同様の改正であり、児童福祉事業を相談援助業務に改めたいとするものであります。これは、今回の法改正により、これまで定義規定がなく、児童福祉事業とされていた事項が相談援助業務と改められ、その業務について児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導・その他の援助を行う業務と定義付けられたことから本条例も同様の改正をするものであります。

業務をより明確にしたものであり、放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件の内容が変わるものではありません。

本文にお戻りください。

附則としまして、この条例は法改正の施行日に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から施行したいとするものです。

説明は以上です。

次に、議案第 11 号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、ただいまご説明いたしました議案第 10 号と同様の改正であり、児童虐待防止対策の強化を図るのを目的に、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い関係条例を整備したいとするものであります。

詳細を参考資料の新旧対照表によりご説明いたしますのでご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

第 8 条につきましては、児童福祉事業を相談援助業務に改めたいとするものであります。これは先ほどの議案第 10 号と同様の改正であり、これまで定義付けのなかった児童福祉事業とされていた事項について定義付けされた相談援助業務に改めたいというものであり、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件が変わるものではありません。

その他の改正箇所であります第 22 条第 2 号中前項の項を号に改め、次のページの第 28 条第 7 号イの表中、上から 3 行目括弧書きの中の法律を法令に改め、次のページの一番下にあります附則第 3 条中、下から 2 行目、第 6 条第 1 項のうち第 1 項を削りたいという改正につきましては、今回の改正に合わせて文言の整理をするものであります。

本文にお戻りください。

附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし、第8条の法改正にかかわる規定につきましては、令和4年4月1日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第12号について説明願います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議案第12号「令和2年度会津坂下町一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、68億2,000万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によりたいとするものであります。

第2条は、地方債であり、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によりたいとするものであります。

第3条は、一時借入金であり、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、10億円と定めたいとするものであります。

第4条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、定めたいとするものであります。

令和2年度の当初予算編成にあたっては、第六次会津坂下町振興計画の初年度となることから、「みんながつながる」の基本理念のもと、やっぱり“ばんげがいい！”と思える町を目指して、本年度策定の実施計画に基づき、各種政策・施策の実現に取り組んでいくための予算編成といたしました。

また同時に、これら政策を実現するための基盤として財政の健全化が位置づけられており、令和6年度までを財政健全化最重点期間としたことから、アクションプランに基づき、引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

なお、自動車税制の改正に伴う歳入の款の改廃、並びに地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員制度の開始により、歳出の7節賃金が廃止され、以降の節が順次繰り上げとなっております。

それでは、予算書に基づき説明してまいります。説明の仕方としましては、前年度当初予算との比較資料として、別紙参考資料を作成いたしましたので、参考としていただき

ながら、新規事業や大きく変更になった事業や、各項の主な事業などを中心に説明いたしますのでよろしくお願いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

第1表「歳入歳出予算」であります。事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。第2表「地方債」であります。

「地域づくり推進事業」から、8ページの「臨時財政対策」まで合計16件、総額3億1,016万3千円となります。

限度額・起債の方法・利率・償還の方法は、記載のとおりであります。

そのうち過疎対策事業債は、10件、総額1億2,530万円で、その元利償還金の70%が、交付税で財政措置されるものです。

8ページの一番下段にある臨時財政対策債は、国が地方交付税で自治体に交付できない分を起債で認めるもので、元利償還金全額が交付税で措置されるものであります。

次に、「予算に関する説明書」1ページの、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

1、総括の歳入であります。

1款町税から20款町債まで、歳入合計は2ページに記載のとおり68億2,000万円であります。

なお、令和元年度までに計上されていた自動車取得税交付金が、自動車税制の改正により廃止され、新たに導入された環境性能割交付金が7款に新設されています。

3ページをご覧ください。歳出であります。

1款議会費から13款予備費まで、歳出合計68億2,000万円であり、財源内訳は、特定財源としまして、国県支出金が11億4,044万円、地方債1億6,080万円、その他特定財源3億8,572万1千円となり、一般財源が、51億3,303万9千円であります。

なお、先ほどの第2表地方債の合計と、今ほどの特定財源内訳の地方債合計額が違いますが、これは、臨時財政対策債を財源内訳においては、一般財源として取り扱っていることによるものです。

4ページをご覧ください。2歳入であります。

1款1項1目個人町民税については、景気が引き続き順調に推移しており、課税標準額が上がると見込み、普通・特別徴収分で増額を見込みました。2節滞納繰越分は、徴収対策強化に取り組んだ結果、徴収率が良い結果で推移しており、滞納額の全体額が減っているため、対前年度150万円の減を見込み、個人分としては、対前年度2,050万円増の5億6,840万円を計上いたしました。

2目法人町民税においては、昨年10月の法人税割の税率の改定により減額となる見込みであり、対前年度200万円減の、6,310万円を計上いたしました。

次に1款2項1目固定資産税については、土地においては地目変更及び宅地の増加による増、家屋においては、住宅の着工件数の増加により増を見込み、償却資産については、経過年数等により減額を見込みました。また、近年の徴収率が良い結果で推移していることから、全体としては対前年度3,000万円増の7億1,700万円を計上いたしました。

5ページをご覧ください。

1 款 3 項軽自動車税については、自動車税制の改正により軽自動車税は廃止となり、代わりに 1 目環境性能割及び 2 目種別割が新設されました。

軽四輪の登録台数はほぼ横ばいで推移すると見込みでしたが、軽減税率から標準税率に移行することや、初年度登録から 13 年経過した重課の車両が多くなる状況であることから、対前年度 200 万円増の、5,424 万円を計上いたしました。

次に、1 款 4 項 1 目町たばこ税については、令和 2 年 10 月に税率の改定が予定されておりますが、建康志向の高まりによる禁煙、加熱式たばこへの移行により、販売本数は年々減少傾向にあることから、対前年度 400 万円減の 1 億 4,800 万円を計上いたしました。

6 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税から、7 ページの 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金までは、国・県の予算編成指針及び、これまでの交付実績を考慮して算定し、計上いたしました。

次に、7 款 1 項 1 目環境性能割交付金については、自動車税制の改正により新設されたもので、国・県の予算編成資料を参考に 967 万 2 千円を計上いたしました。

8 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目地方特例交付金については、住民税住宅取得控除にかかる減税補てん交付金であり、国・県の予算編成資料を参考に、対前年度 621 万 6 千円減の 533 万 7 千円を計上いたしました。

次に、9 款 1 項 1 目地方交付税については、はじめに普通交付税は、国・県の予算編成資料等により対前年度 2.5%増の見込みとなっており、調整分を含み、対前年度 9,911 万 7 千円増の 25 億 6,778 万 4 千円。特別交付税は、近年全国的に災害が多発していることや、前年度までの交付実績から、特別事情分の減が見込まれ、対前年度 3,384 万 8 千円減の 2 億 2,379 万 7 千円。震災復興特別交付税は、震災・原発対応事業分であり、県の指針等により対前年度 210 万 8 千円減の、1,924 万 7 千円を見込み、地方交付税全体としては、対前年度 6,316 万 1 千円増の 28 億 1,082 万 8 千円を計上いたしました。

9 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工に係る分担金、2 目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置による受益者の分担金を見込んだもので、3 目災害復旧費分担金は、単独災害件数 8 ヶ所分を想定した受益者負担分であります。

次に 11 款 2 項 1 目総務費負担金は、会計年度任用職員の雇用保険料に係る負担金であります。

次に 2 目民生費負担金については、老人福祉施設入所費負担金及び、保育所保育料・放課後児童健全育成事業に係る負担金で、対前年度 6 万 1 千円増の 2,887 万 8 千円を計上いたしました。

10 ページをご覧ください。

3 目衛生費負担金については、会津西部斎苑火葬炉及び施設修繕等に係る会津西部斎苑管理運営連絡協議会からの負担金として、対前年度 616 万円減の 1,527 万 2 千円。坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療及び小児医療について病床数に応じて負担するもので、負担金額の 8 割は特別交付税で措置され、残り 2 割分を本町ほか近隣の

1市3町2村で負担するもので、前年同額の1,081万6千円を計上いたしました。

次に12款1項1目総務使用料については、庁舎及びコミュニティセンターの使用料ですが、施設使用料が見直されることから、対前年度125万8千円増の153万8千円を計上いたしました。

次に3目衛生使用料については、火葬炉使用料として、過去3年間の平均から544件分を見込み、対前年度118万3千円増の1,966万5千円を計上いたしました。

11ページをご覧ください。

7目土木使用料については、1節住宅使用料は収入区分の変更による家賃の見直し等により、現年度分で70万円の増、12ページをご覧ください。

8目教育使用料の1節小学校施設使用料、2節中学校施設使用料、4節社会教育使用料及び13ページの5節保健体育使用料は、施設使用料見直しにより増額と見込みましたが、3節幼稚園使用料は、預かり保育料が無償化となったことにより667万9千円の減となりました。

14ページをご覧ください。

2目衛生手数料については、家庭系ごみ処理手数料が319万6千円の増となったことにより、対前年度316万9千円増の1,843万円を計上いたしました。

次に4目土木手数料については、3年ごとに必要な屋外広告の申請手数料が33万1千円の増と見込んでおり、53万3千円を計上いたしました。

15ページをご覧ください。

13款1項1目民生費国庫負担金については、増減の大きなものとして、1節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金が912万4千円の増、自立支援医療、更生・育成医療が269万8千円の増、2節児童手当負担金が対象者の減により116万5千円の減、4節児童福祉費負担金の施設型給付負担金が1,463万3千円の増、5節低所得者保険料軽減負担金は軽減対象の拡大に伴い、523万4千円の増となり、全体で対前年度3,160万3千円増の3億7,258万4千円を計上いたしました。

16ページをご覧ください。

13款2項1目総務費国庫補助金については、社会保障・税番号制度整備費補助金の増により、対前年度312万2千円増の、673万4千円を計上いたしました。

次に2目民生費国庫補助金については、子ども・子育て支援交付金の減、プレミアム付き商品券事業762万1千円の全額減などにより、対前年度816万2千円減の1,683万4千円を計上いたしました。

次に4目土木費国庫補助金については、1節道路橋りょう費補助金は、令和元年度の社会資本整備総合交付金の交付実績等に基づき3,206万1千円の減、2節住宅費補助金は、社会資本整備総合交付金の年度間調整により3,081万7千円の減となり、合計で対前年度6,287万8千円減の、5,437万2千円を計上いたしました。

次に5目教育費国庫補助金については、1節教育総務費補助金のスクールカウンセラー等活用事業交付金が2,27万2千円の全額増、4節社会教育費補助金の町内遺跡発掘調査が419万9千円増などにより、全体で665万3千円増の1,140万3千円を計上いたしました。

17 ページをご覧ください。

14 款 1 項 2 目民生費県負担金については、1 節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、介護保険の低所得者保険料軽減が、消費税増税に伴い本実施となり、軽減対象者の拡大や軽減率が増大したことにより、261 万 7 千円の増、18 ページをご覧ください。2 節障がい者福祉費負担金は、自立支援給付費等負担金及び、障害児施設給付費等負担金が増加したことにより 645 万 2 千円の増、4 節児童手当負担金は対象者の減により 117 万 5 千円の減、6 節児童福祉費負担金は、施設型給付負担金が 390 万 1 千円の増などにより、対前年度 1,204 万 9 千円増の 2 億 4,458 万 5 千円を計上いたしました。

次に 14 款 2 項 1 目総務費県補助金については、2 節市町村生活交通対策事業運行費補助金が、市町村生活バスの運行見直しによる欠損額の縮小により 223 万 6 千円の減、19 ページをご覧ください。4 節地域創生総合支援事業補助金は、第六次会津坂下町振興計画策定に係る事業の完了などにより 119 万 6 千円の減などにより、対前年度 366 万 8 千円減の 3,946 万 9 千円を計上いたしました。

次に 2 目民生費県補助金については、1 節障がい者福祉費補助金の重度障がい者支援事業補助金が 55 万円の減、3 節児童福祉費補助金については、20 ページをご覧ください。被災した子供の総合支援事業費補助金は、屋内遊び場確保事業補助金の増などで 235 万 3 千円の増、子ども・子育て支援交付金は、一時預かり事業費 104 万 9 千円の減などにより、対前年度 67 万 3 千円減の 7,721 万円を計上いたしました。

次に 3 目衛生費県補助金については、風しん対策助成事業補助金が 103 万 2 千円の減等となり、対前年度 109 万 4 千円減の 771 万 8 千円を計上いたしました。

次に 4 目農林水産業費県補助金については、増減の大きなものについてご説明いたします。

1 節農業費補助金については、21 ページ中段の青年就農給付金が新規就農対象者の減により 525 万円の減、農地集積協力金交付金は、対象者及び対象面積の縮小により 592 万円の減、農村地域防災減災事業補助金が新規で 330 万円の全額増となります。

2 節林業費補助金については、22 ページをご覧ください。

ふくしま森林再生事業補助金が 1,191 万円の増となり、目全体で対前年度 301 万 3 千円増の 2 億 6,217 万 4 千円を計上いたしました。

次に 5 目商工費県補助金については、新規の消費者風評対策市町村支援事業交付金 550 万円が全額増となったことなどにより、対前年度 590 万 9 千円増の 872 万 8 千円を計上いたしました。

次に 7 目教育費県補助金については、放課後子どもプラン補助金を委託金に科目変更したため 200 万 5 千円が全額減、被災児童生徒等就学支援事業補助金は中学生の生徒が該当することから 28 万 1 千円の全額増、フッ化物洗口事業補助金は生活課から教育委員会に事務移管することに伴い、26 万 6 千円が全額増となり、対前年度 145 万 8 千円減の 54 万 7 千円を計上いたしました。

次に 14 款 3 項 1 目総務費県委託金については、1 節総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金が 66 万 4 千円の減、3 節選挙費委託金は、執行が完了した参議院議員通常選挙

費委託金 983 万 4 千円が全額減、福島県議会議員一般選挙費委託金 796 万 2 千円が全額減、23 ページをご覧ください。4 節統計調査費委託金については、本調査が完了する農林業センサス交付金が 370 万 6 千円の減、本調査を実施する国勢調査交付金は 775 万 1 千円の増など、全体で対前年度 1,478 万 1 千円減の 1,003 万 8 千円を計上いたしました。

次に 4 目土木費県委託金については、1 節道路橋りょう費委託金の消融雪施設清掃業務委託金が 79 万 8 千円の増、2 節河川浄化委託金が 137 万 3 千円の増などにより、対前年度 233 万 8 千円増の 1,527 万 2 千円を計上いたしました。

24 ページをご覧ください。

5 目教育費県委託金については、人権教育研究推進事業の完了により 68 万 3 千円が全額減、予算科目の振替により放課後子どもプラン委託金 200 万 4 千円の全額増などにより、対前年度 142 万円増の 420 万 3 千円を計上いたしました。

次に、15 款 1 項 1 目財産貸付収入については、土地建物貸付料で、県職員住宅の居住者がなくなったことにより 80 万 2 千円の全額減などにより、対前年度 82 万 6 千円減の 631 万円を計上いたしました。

26 ページをご覧ください。

15 款 2 項 2 目物品売払い収入については、除雪機械の更新による売却で 55 万 1 千円を計上いたしました。

次に 16 款 1 項寄付金については、ふるさと納税を一つの目として新設したことにより増減は大きいですが、一体的にご覧いただきたいと思います。まず 1 節一般寄付金は、前年同額の 10 万円、2 節災害寄付金は存目の 1 千円、3 節ふるさと納税は、アクションプランに基づく 250 万円増の 3,550 万円を計上いたしました。

27 ページをご覧ください。

17 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金については、前年度の一般寄付金及びふるさと納税分などを繰り入れする分で、寄付金の増額分を見込み対前年度 170 万 8 千円の増、財源不足を補うために繰り入れた 3,000 万円が全額減となったことから、対前年度 2,829 万 2 千円減の 2,059 万 5 千円を計上いたしました。

次に 2 目廃棄物処理施設整備基金繰入金については、家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物再資源化事業・廃棄物減量化事業・環境センター積立金負担金に充当するもので、対前年度 100 万円増の 1,500 万円を計上いたしました。

なお、公共施設整備基金及び行政センター建設整備基金は、繰り入れを予定していないため、全額減となります。

次に、18 款 1 項 1 目繰越金については、令和元年度予算執行見込みより、対前年度 4,000 万円減の、8,000 万円を計上いたしました。

28 ページをご覧ください。

19 款 3 項 1 目経営長期安定資金貸付金元利収入から 3 目労働金庫貸付金元利収入までは、前年同額で計上いたしました。

商工組合中央金庫貸付金元利収入は、近年利用実績がないことから、運用を休止することとしたため、400 万円全額減としました。

29 頁をご覧ください。

19 款 4 項 4 目学校給食費については、1 節学校給食費は、小・中学校の児童生徒数により積算し、対前年度 264 万 6 千円の減、2 節幼稚園給食費は、幼児教育・保育の無償化の一環である低所得者給食費の免除等による 658 万 9 千円の減など、全体で対前年度 923 万 5 千円減の 7,910 万 5 千円を計上いたしました。

次に 5 目雑入についての増減で主なものは、31 頁をご覧ください。湯川村学校給食業務受託料が算定方法の見直しにより 109 万 3 千円の増、32 頁をご覧ください。福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金は、令和元年度からの新規事業で、補正予算で計上した額と同額の 33 万 8 千円、保険事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、令和 2 年度からの新規事業で 930 万円の全額増、また柳田地区の発掘調査委託料が事業完了により 1,820 万円の全額減などにより、全体で対前年度 676 万 5 千円減の 6,074 万 6 千円を計上いたしました。

次に、20 款 1 項 1 目総務債については、地域づくり推進事業債が、コミュニティセンター事業に係るソフト事業費分で 560 万円、次に 2 目民生債については、子育て支援事業債が私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費分で 3,200 万円、児童医療費助成事業債は、町の事業として実施している小学 1 年から 3 年生までの医療費の助成に関するもので 460 万円、33 ページをご覧ください。

3 目衛生債については、会津西部斎苑整備事業債が火葬炉修繕工事で 510 万円、次に 4 目農林水産業債については、農業用河川工作物応急対策事業債が、県営事業の負担金等で 250 万円、ため池等整備事業債が、県営事業の負担金で 300 万円、次に 5 目土木債については、1 節道路橋りょう債の町道改良整備事業債が、南幹線の道路舗装工事費で 260 万円、その他の町道及び 2 項道路の整備事業で 1,170 万円、合わせて 1,430 万円を計上いたしました。

除雪機械整備事業債は、8 トンの除雪ローダー 1 台の更新で 1,550 万円、橋りょう整備事業債は、社会資本整備総合交付金事業により実施する長井橋の修繕工事費で 1,790 万円、次に 2 節都市計画債は、ばんげひがし公園プールのろ過器の修繕工事で 110 万円、3 節町営住宅整備事業債は、社会資本整備総合交付金事業により実施する、古町川尻団地 1 号棟給水設備改修工事で 1,740 万円、次に 6 目消防債については、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部負担金事業で、消防ポンプ車・救急車購入等の町負担分及び、福島県総合通信ネットワーク機器に係る負担金として 1,640 万円、次に 7 目教育債については、通園バス運転業務で 2,540 万円、次に 8 目臨時財政対策債については、県の令和 2 年度地方財政資料により、対前年度 13・5%程度のマイナス見込みとなっておりますが、普通交付税の増分も見込み 20%減の 1 億 4,936 万 3 千円を計上いたしました。

34 頁をご覧ください。

令和元年度まで 7 款として予算計上していた「自動車取得税交付金」は、自動車税制の改正により廃止となりました。

35 ページをご覧ください。

◎議長（古川庄平君）

荒井課長、ちょっと待ってください。

昼食のため休議といたします。

（午前 11 時 58 分）

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 1 時 00 分）

続けて説明願います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

それでは、引き続きご説明させていただきます。

35 ページをご覧ください。

3 の歳出について、ご説明いたします。

先ず、歳出の科目全体に関する変更がございます。令和 2 年度から地方公務員法の改正により、臨時・非常勤職員の身分の取り扱いが改められ、会計年度任用職員となります。これに伴い、賃金から給料・報酬へ支出科目が変更となり、前年度対比では物件費・人件費の増減が大きくなります。また、待遇も改善されることから、人件費総額が増額となります。なお、このような支出科目の変更に伴い、7 節賃金の科目が廃止され、これまでの 8 節報償費が 7 節に、9 節旅費が 8 節に、というように、これまでの 8 節以降の節が繰りあがっています。

さらに、区長・自治会長や交通教育専門員、納税組合長、コミュニティセンター長などの役職は、これまでは町が任命し報酬を支出しておりましたが、令和 2 年度からは私人への委嘱となり、報償として謝礼を支出することとなりますので、ご承知お願います。

それでは 35 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費については、8,993 万 9 千円の計上であります。1 節報酬は、議員定数の減により 537 万 6 千円の減、2 節給料及び 3 節職員手当等は 100 万 6 千円の減、4 節共済費の議員共済会負担金は、議員定数の減及び、算出係数の変更により 250 万 3 千円の減、36 ページをご覧ください。13 節使用料及び賃借料は、議長車の更新による自動車借り上げ料 84 万円が増となり、全体では 837 万 6 千円の減となりました。

37 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費については、6 億 4,769 万 4 千円の計上であり、対前年度 701 万 5 千円の増であります。

増減の主な内容としましては、1 節報酬は、会計年度任用職員制度の開始により、駐在員報酬が 7 節報償費からの支出となりますので 1,739 万 8 千円の全額減、また、臨時運転

手もパート勤務分を除き 2 節給料からの支出となりますので 693 万 9 千円が減となっています。2 節給料は町長給料 30%の減、副町長 15%の減を継続し、一般職員は給料差などから 547 万 3 千円の減、会計年度任用職員の運転手 471 万 9 千円が全額増となっています。

38 ページをご覧ください。

3 節職員手当等は、職員分で 2,445 万 3 千円の減、会計年度任用職員に関する予算は 2,837 万 8 千円の全額増となっています。

39 ページをご覧ください。

4 節共済費は、社会保険料や会計年度任用職員共済組合負担金の増などにより 811 万 6 千円の増、賃金は、会計年度任用職員制度の開始により廃止され、1,051 万 2 千円が全額減となっています。7 節報償費の駐在員は、1 節報酬からの予算科目の振り替えで、1,739 万 8 千円の全額増となっています。

41 ページをご覧ください。10 節需用費の施設修繕は、本庁舎のボイラー及び電気設備の修繕等により 228 万 1 千円の増、42 ページをご覧ください。12 節委託料の町例規集データベースは委託方法の見直しにより 126 万 8 千円の減、43 ページをご覧ください。13 節使用料及び賃借料のライセンス使用料は、ふるさと納税ポータルサイトの「ふるさとチョイス」の使用料が値上げされ 188 万 3 千円の増、14 節工事請負費は、本庁舎 2 階のエアコン新設により 390 万 5 千円の全額増となっています。

44 ページをご覧ください。

2 目文書広報費については、町広報紙のページ構成の見直しなどにより、印刷製本費が 109 万 6 千円の減などにより、対前年度 86 万 2 千円減の 438 万円を計上いたしました。

45 ページをご覧ください。

5 目財産管理費については、対前年度 2,338 万 6 千円減の 6,456 万 8 千円の計上であります。

その主な内容としましては、県職員住宅の居住者がいなくなったことから、管理人報酬や浄化槽清掃などの住宅維持管理費が全額減となっています。また、46 ページをご覧ください。

24 節積立金の財政調整基金は、昨年度のふるさと納税等の寄付金及び配当金で 2,031 万 7 千円と合わせ、財政健全化に向けた取り組みとして、純積立金 1,500 万円を計上いたしました。

また、行政センター建設基金への積立金は、厳しい財政状況を鑑み、令和元年度の新庁舎事業への寄付金等の 300 万円のみといたしました。

次に 6 目企画費については、対前年度 2,336 万 7 千円減の 1 億 1,783 万 8 千円を計上いたしました。

1 節報酬は、コミュニティセンター長の報酬が、7 節報償費に振り替えられるため、156 万 1 千円が全額減となります。

47 ページをご覧ください。2 節給料及び 3 節職員手当等は、令和元年度は地域づくり推進事業として、NPO 法人ニボへ委託していた、各コミュニティセンターの職員人件費で、会計年度任用職員による雇用となったことから、2,020 万 9 千円の全額増となりました。7

節報償費は、コミュニティセンター長報奨金が1節報酬から振り替えられたことにより、156万1千円の全額増となります。49ページをご覧ください。12節委託料では、NPO法人ニボへ委託していた地域づくり推進事業委託費3,879万4千円の全額減となります。

50ページをご覧ください。14節工事請負費は、若宮コミセンの屋根及び、川西コミセングラウンドの整備で630万円の全額増。18節負担金補助及び交付金の市町村生活バス路線運行が、92万1千円の減、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円が全額減となっております。

52ページをご覧ください。

8目電算管理費については、53ページをご覧ください。

12節委託料は、LGWANルーターシステム構築事業の完了により73万8千円の全額減、18節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム構築への負担金は、社会保障・税番号制度システム開発に関する経費等により87万6千円の増となり、対前年度31万6千円減の7,614万6千円を計上いたしました。

55ページをご覧ください。

2款2項1目税務総務費については、56ページをご覧ください。12節委託料の地方税電子申告支援サービスは、共通納税システムの通年利用に伴い37万8千円の増、税制改正等に伴うシステム改修委託は195万1千円の減、57ページをご覧ください。

22節償還金利子及び割引料の過誤納還付金は、令和元年度の実績見込みから200万円の増などにより、対前年度59万3千円増の7,024万7千円を計上いたしました。

次に2目賦課徴収費については、12節委託料で58ページをご覧ください。3年に一度実施する固定資産標準等鑑定評価業務が1,208万6千円の減となったことなどにより、対前年度1,232万8千円減の233万円を計上いたしました。

次に2款3項1目戸籍住民基本台帳費については、59ページをご覧ください。12節委託料の戸籍情報システム改修業務は、法務省によるもので191万3千円の全額増、18節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行枚数により、33万3千円の増などにより、対前年度64万6千円増の3,723万4千円を計上いたしました。

61ページをご覧ください。

参議院議員通常選挙費・福島県議会議員一般選挙費・会津坂下町議会議員一般選挙費までは、令和元年度に執行が完了しますので、全額減となっております。

63ページをご覧ください。

2款5項2目総務統計費から6目国勢調査費については、令和2年度に実施されます各種統計調査に係る費用を計上いたしました。

69ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費については、増減の主なものとして、2節給料、3節職員手当等において会計年度任用職員保健師1名分で358万6千円の増、67ページをご覧ください。

12節委託料の民生委員活動費は研修旅費分80万3千円の減、18節負担金補助及び交付金の県後期高齢者医療広域連合が151万3千円の減、後期高齢者医療療養給付費が1,039

万7千円の増、68ページをご覧ください。27節繰り出し金の国民健康保険特別会計繰出し金が1,297万9千円の減、後期高齢者医療特別会計繰出し金が83万1千円の増、介護保険特別会計繰出し金が150万2千円の減となっております。

また、消費税増税対策の一つであるプレミアム付き商品券事業は事業完了により732万1千円の全額減となり、全体で896万円減の7億4,898万3千円を計上いたしました。

次に2目障がい者福祉費については、70ページをご覧ください。

19節扶助費の重度障害者支援事業は本年度の実績見込みから110万円の減、自立支援医療は人工透析患者数の増などにより539万7千円の増、自立支援給付費はサービス利用件数の増加により1,824万9千円の増、障がい者給付費は放課後デイサービスの利用増などで216万1千円の増など、全体で対前年度2,549万3千円増の3億4,542万6千円を計上いたしました。

次に3目老人福祉費については、5,592万1千円の計上であります。

増減の主なものとしては、71ページをご覧ください。19節扶助費はそれぞれの対象者の増加により、長寿祝い金が68万円の増、老人ホーム保護措置費が276万円の増などにより、対前年度323万3千円の増となりました。

72ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費については、3,840万3千円の計上であります。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費では、子育てふれあい交流センター事業の臨時職員賃金等が会計年度任用職員となることから、合計で372万6千円の増などにより、対前年度333万3千円の増となります。

75ページをご覧ください。

2目児童措置費については、児童手当対象児童の減により、対前年度750万円減の2億974万5千円の計上であります。

次に3目母子福祉費については、6,040万7千円の計上であります。主に医療費の助成であり、19節扶助費は乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、児童医療費であります。対前年度174万8千円の増となりました。

次に4目児童福祉施設費については、3億1,583万9千円の計上であります。

1節報酬、2節給料、76ページをご覧ください。3節職員手当等においては、臨時保育士が会計年度任用職員に変更となることにより1,000万8千円の増、79ページをご覧ください。17節備品購入費は、食器洗浄機の経年劣化による買い替えで110万円の増、18節負担金補助及び交付金の施設型給付費は、令和元年度の実績見込みにより2,049万円の増となり、対前年度3,286万3千円の増となりました。

80ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費については、1億1,504万8千円の計上であります。2節給料及び3節職員手当等が681万8千円の減、また、12節委託料では健康管理システムプログラム改修が完了したことにより119万5千円が全額減となったことなどから、対前年度794万8千円の減となりました。

81ページをご覧ください。

2 目予防費については、8,186 万 4 千円の計上であります。1 節報酬は臨時保健師の報酬 188 万 7 千円が全額減となります。

82 ページをご覧ください。10 節需用費の医薬材料費は、フッ化物洗口事業が教育委員会に移管されたことにより 27 万 9 千円の全額減、12 節委託料の健康診査は、胃がん・子宮がん検診の単価の見直し等により 551 万 4 千円の増となっております。

83 ページをご覧ください。

同じく委託料の予防接種は、令和元年度の実績見込みにより 850 万 5 千円の減、産後ケア事業も実績により 48 万 9 千円の増などにより、全体では対前年度 565 万 8 千円の減であります。

次に 3 目環境衛生費については、2,454 万 7 千円の計上であります。

食品等放射性物質検査に係る臨時職員が会計年度任用職員に変更となったことによる 184 万円の増、84 ページをご覧ください。7 節報償費の資源ごみ回収は、4 款 2 項 1 目塵芥し尿処理費から予算科目を振り替えしたもので全額増となっておりますが、基準単価も見直したことから、振り替え前より 30 万円の増となっております。85 ページをご覧ください。12 節委託料の一人暮らし世帯ごみ回収事業は委託内容の変更により 54 万 8 千円の増などにより、全体で 201 万 9 千円の増となりました。

次に 4 目斎苑管理運営費については、4,609 万 2 千円の計上であります。

主な事業としては、12 節委託料の会津西部斎苑管理運営、14 節工事請負費の火葬炉等補修工事、86 ページをご覧ください。18 節負担金補助及び交付金の会津西部斎苑連絡協議会負担金などであり、対前年度 110 万 6 千円の減であります。

次に 4 款 2 項 1 目塵芥し尿処理費につきましては、1 億 7,778 万 2 千円を計上いたしました。

7 節報償費は、資源ごみ回収の予算を環境衛生費に移行したことにより 120 万円の全額減、87 ページをご覧ください。12 節委託料の一般廃棄物収集業務が 622 万 3 千円の増、18 節負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金が 228 万 9 千円の増などにより、対前年度 957 万円の増であります。

次に 5 款 1 項 1 目労働諸費については、88 ページをご覧ください。18 節負担金補助及び交付金の工場誘致補助金は、町内への工場の立地と雇用に対する奨励金ですが、令和元年度の実績見込みにより 100 万円の減などにより、対前年度 115 万 3 千円減の 819 万 6 千円を計上いたしました。

89 ページをご覧ください。

2 目農業総務費については、6,362 万 8 千円の計上であり、対前年度 412 万 4 千円の減であります。減となった要因は、2 節給料及び 90 ページをご覧ください。3 節職員手当等で 333 万 2 千円の減、また、7 節報償費の結婚相談員が、会計年度任用職員制度により、1 節報酬から予算を移行しましたが、7 月末の任期をもって事業終了となるため、68 万 1 千円の減となったことが主なものです。

91 ページをご覧ください。

3 目農業振興費については、1 億 1,263 万 3 千円の計上であります。主な増減としまして

は、8 節旅費は、農産物販路拡大事業により 33 万 2 千円の増、93 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の青年就農給付金が該当者の減により 525 万円の減、農地集積協力金が令和元年度の実績見込みにより 592 万円の減などで、全体で 1,212 万 7 千円の減となります。

94 ページをご覧ください。

5 目農地費については 2 億 2,221 万 2 千円の計上であります。

増減の主なものとしましては、95 ページをご覧ください。

12 節委託料の耐震性点検・調査は、ため池に係るもので 343 万 2 千円の全額増、18 節負担金補助及び交付金の牛川新堀寿ノ宮水源設備工事は、牛沢・中村集落の渇水対策のための国営事業として実施するもので 32 万 5 千円の全額増、96 ページをご覧ください。県営ため池等整備事業は、大久保堤・泥布沢ため池の改修工事の負担金で 295 万 8 千円の増、多面的機能支払い交付金事業は、長寿命化事業の取り組み団体がなくなるため 207 万 1 千円の減となります。27 節繰り出し金の農業集落排水事業特別会計は、使用料の見直し等により 195 万 7 千円の減などにより、全体で対前年度 284 万 6 千円の増となります。

97 ページをご覧ください。

6 款 2 項 1 目林業振興費については、6,025 万円の計上であります。98 ページをご覧ください。12 節委託料のふくしま森林再生整備事業は、県補助事業として取り組むもので、1,166 万 7 千円の増の 5,636 万 7 千円を計上し、対前年度 1,139 万 3 千円の増となります。

99 ページをご覧ください。

7 款 1 項 1 目商工総務費については、2 節給料、3 節職員手当等で 253 万 9 千円の増などにより、対前年度 263 万 6 千円増の 3,198 万 3 千円の計上であります。

100 ページをご覧ください。

2 目商工業振興費については、3,469 万 6 千円の計上であります。12 節委託料については 101 ページをご覧ください。風評対策 PR は、県の補助事業の活用により実施するもので 550 万円の全額増、18 節負担金補助及び交付金の商工会事業負担金は、令和 2 年度の全会津商工観光推進大会を本町で開催することによるもので 40 万円の全額増、102 ページをご覧ください。20 節貸付金は、中小企業育成資金として実施していた商工組合中央金庫貸付金について、近年実績がないことから休止することとし 400 万円の全額減などにより、対前年度 225 万 1 千円の増となります。

104 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目土木総務費については、3,635 万 3 千円の計上であります。2 節給料及び 3 節職員手当等が主なもので、職員 1 名減の 965 万 5 千円の減などにより、対前年度 911 万円の減となります。

107 ページをご覧ください。

8 款 2 項 2 目道路維持費については、1 億 7,515 万 6 千円を計上いたしました。

除雪オペレーターが会計年度任用職員となったことから 218 万円の増、10 節需用費は、除雪用消耗品及び除雪機械修繕などにより 55 万 3 千円の増、108 ページをご覧ください。

12 節委託料の防雪柵設置及び撤去委託が、労務単価の増により 114 万 3 千円の増、14

節工事請負費の道路修繕が 100 万円の増、道路安全施設が 320 万円の増、109 ページをご覧ください。17 節備品購入費の除雪機械は、8 トン除雪ローダーの更新を予定しており 387 万円の増など、全体で対前年度 1,069 万 1 千円の増となります。

次に 3 目道路新設改良費については、14 節工事請負費の道路整備工事において、対前年度 1,290 万円増の 1,940 万円を計上いたしました。

110 ページをご覧ください。

6 目橋りょう新設改良費については、国土交通省令に基づき実施している橋りょうの点検及び修繕事業で、16 橋の点検業務で 700 万円、1 橋の修繕工事で 4,100 万円、全体で対前年度 2,050 万円減の 4,800 万円の計上であります。

111 ページをご覧ください。

8 款 3 項 1 目河川総務費については、県委託の河川浄化業務が令和元年度の実績により 137 万 7 千円の増などにより、対前年度 135 万 9 千円増の 299 万 9 千円の計上であります。

次に、2 目河川維持費については、準用河川の堆積除去や護岸工事等の維持工事で、対前年度 172 万 4 千円増の 600 万円の計上であります。

113 ページをご覧ください。

8 款 4 項 2 目土地区画整理費については、9,812 万 6 千円を計上いたしました。

27 節繰出金の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金が主なものであり、対前年度 375 万 7 千円の減となります。

次に 4 目下水道費については、1 億 2,227 万 8 千円を計上いたしました。全額、下水道事業特別会計への繰出金であり、対前年度 36 万 6 千円の減であります。

114 ページをご覧ください。

6 目公園費については、4,120 万 1 千円を計上いたしました。12 節委託料の施設管理費が、有資格者による遊具点検が義務付けられたため、委託費 97 万 5 千円の増など、対前年度 92 万 1 千円の増となります。

115 ページをご覧ください。

8 款 5 項 1 目住宅管理費については、3,517 万 2 千円を計上いたしました。

増減の主なものとしましては、117 ページをご覧ください。

14 節工事請負費の町営住宅改修工事が、古町川尻住宅 1 号棟の給水設備改修と 3 号棟の外壁修繕を予定しておりますが、対前年度 5,391 万円の減となっております。

次に 9 款 1 項 1 目非常備消防費については、3 億 1,924 万 3 千円を計上いたしました。

118 ページをご覧ください。7 節報償費の防災訓練等は、隔年で実施しているポンプ操法競技大会のため 37 万 1 千円の増、119 ページをご覧ください。11 節修繕料の自動車は、消防車の点検台数が多いため 72 万円の増、18 節負担金補助及び交付金の会津若松地方市町村圏整備組合負担金が 689 万 7 千円の減など、全体で対前年度 497 万 5 千円の減となります。

121 ページをご覧ください。

10 款 1 項 2 目事務局費については、4,786 万 2 千円を計上いたしました。1 節報酬は、指導教育主事の代わりに会計年度任用職員として、学校教育アドバイザーを配置するもの

で、新規で275万9千円の全額増となっております。2節給料及び122ページをご覧ください。3節職員手当等は、職員1名減で768万6千円の減、7節報償費のスクールソーシャルワーカーは、1名増で235万4千円の増、フッ化物洗口事業が生活課から事務移管されたことから、123ページ、10節需用費の医薬材料費30万3千円、12節委託料については124ページをご覧ください。歯科検診27万7千円の全額増などにより、対前年度194万2千円の減となります。

125ページをご覧ください。

10款2項1目小学校費の学校管理費については、5,232万5千円を計上いたしました。

126ページをご覧ください。10節需用費は事務消耗品、エアコンの電気料などの再精査により159万1千円の減、11節役務費では127ページをご覧ください。遠距離通学用定期券等が対象者の減により57万7千円の減、12節委託料では、用務員人件費の増、特殊建築物定期報告、エレベーター保守点検料などの増により56万9千円の増、128ページをご覧ください。17節備品購入費は、坂下東・南小学校の1・2学年の机・椅子の購入のため382万7千円の全額増などにより、全体で対前年度208万5千円の増となります。

129ページをご覧ください。

2目教育振興費については、2,934万5千円を計上いたしました。

2節給料及び3節職員手当等は、特別支援教育支援員が会計年度任用職員となったことから299万7千円の増、10節需用費では、教科書の改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入で、1,079万円の増などにより、対前年度1,277万5千円の増となります。

130ページをご覧ください。

10款3項1目中学校費の学校管理費については、3,954万円を計上いたしました。

10節需用費は、事務消耗品、エアコンの電気料などの再精査、施設修繕費の減等により206万9千円の減、132ページをご覧ください。12節委託料では、用務員人件費の増、特殊建築物定期報告、電気工作物保安管理委託料などの増により37万7千円の増などにより、対前年度338万円の減となります。

133ページをご覧ください。

2目教育振興費については、2,103万9千円を計上いたしました。

12節委託料は、電子計算機器保守点検の単価の見直しなどにより86万5千円の増、134ページをご覧ください。13節使用料及び賃借料は、電子計算機器等を更新したこと等により79万2千円の増、臨時事務補助員の削減により賃金150万1千円の全額減などにより、対前年度187万9千円の増となります。

次に、10款4項1目幼稚園費については、2億207万5千円を計上いたしました。

2節給料及び3節職員手当等は、職員1名増などにより298万6千円の増、また、臨時教諭が会計年度任用職員に変更となることにより1,641万6千円の増、138ページをご覧ください。12節委託料の通園運転業務は、通園日数の増により50万4千円の増などにより、対前年度1,392万4千円の増となります。

141ページをご覧ください。

10款5項2目公民館費については、2,203万7千円を計上いたしました。

図書館司書が会計年度任用職員となることから70万8千円の増、10節需用費は、燃料費・光熱水費の増などから84万円の増、143ページをご覧ください。14節工事請負費の施設整備は、受変電設備の更新のため539万4千円の全額増などにより、対前年度777万2千円の増となります。

144ページをご覧ください。

4目埋蔵文化財発掘調査費については、発掘調査員・整理作業員が会計年度任用職員となりますが、柳田地区の大規模開発に伴う稲荷塚遺跡の委託事業が完了のため、人員が減となり679万8千円の減、また、11節需用費では、稲荷塚遺跡の委託事業が完了したことなどにより285万7千円の減、146ページをご覧ください。12節委託料は、高寺山発掘調査事業の空中写真撮影測量委託の減などで46万9千円の減など、対前年度1,033万8千円減の1,824万8千円を計上いたしました。

146ページをご覧ください。

5目指定文化財管理費については、国庫補助を活用し、町内の寺社・仏像を調査する文化財調査・活用事業を新規で実施する予定であり、対前年度87万7千円増の340万8千円を計上いたしました。

148ページをご覧ください。

10款6項1目保健体育総務費については、1,743万3千円を計上いたしました。2節給料、3節職員手当等は、149ページをご覧ください。ふくしま駅伝への参加運営を含めスポーツ振興のため、新たに1名の会計年度任用職員の雇用により244万3千円の増、150ページをご覧ください。12節委託料のスポーツ振興事業、スポーツクラブバンビへの委託ですが、ふくしま駅伝実施に関する委託の辞退により447万6千円の減、18節負担金補助及び交付金のふくしま駅伝は、ふくしま駅伝を実行委員会を組織して運営するため180万円の全額増、体育協会事業負担金は、オリンピック開催記念の講演会を体育協会と共催で実施するため10万円の全額増などにより、対前年度92万7千円の増となります。

次に2目学校給食費については、2億317万6千円を計上いたしました。

152ページをご覧ください。

10節需用費の光熱水費は、電気料が92万円の増、水道料は料金の見直しにより199万円の増、賄い材料費は喫食数の減により611万3千円の減、153ページをご覧ください。17節備品購入費は配送車や搬送用機材の購入費の減により164万3千円の減など、対前年度435万6千円の減となります。

154ページをご覧ください。

11款1項1目農業施設災害復旧費、及び2目林業施設災害復旧費、並びに11款2項1目公共土木施設災害復旧費については、前年度同額を計上いたしました。

155ページをご覧ください。

12款1項1目公債費元金については、平成30年度借入分の小・中学校へのエアコン設置工事、幼稚園児送迎バス乗降所整備工事などの償還が開始されることから、対前年度1,483万7千円増の10億5,112万5千円、2目利子については、公債費に係る利子と、一時借入金利子の合計で、対前年度1,026万7千減の4,765万円を計上いたしました。

最後に13款1項1目予備費については、歳入歳出予算調整により、対前年度1,102万7千円増の3,017万9千円を計上いたしました。

なお、諸支出金の水道事業支出金については、水道事業起債償還助成及び会津若松地方広域圏水道用水供給事業繰り出し金でしたが、償還が完了したことにより、予算計上はございません。

なお、156ページから163ページまでは、給与費明細書について、164ページが、債務負担行為の支出額の見込み及び、支出予定額等に関する調書について、165ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、ご覧頂きたいと思います。

さらに、別冊で配布しております「令和2年度一般会計歳入歳出予算資料」については、前年度対比表、性質別分類表、重点事業及び建設事業について記載しておりますので、参考にして頂きたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第13号から、議案第15号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案13号「令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

県が保険者となって3年目を迎える国保ですが、県が示す標準保険税率を参考に各市町村では保険税率を算定し、資格管理や保険給付、国保税の賦課徴収、保健事業といった事業の根幹をなす部分については、これまで通り各市町村が実施しているところであります。

本町の国保の状況では、被保険者数は減少傾向にありますが、一人当たりの医療費は年々増加しており、令和2年度は全体での医療費が増加する見込みとなっております。

また、県全体の給付状況でも増加の傾向にあり、それに伴い県が示す標準保険税率も上昇傾向となっております。

さて、令和2年度における歳入ですが、被保険者数の減少、さらに県の標準保険税率を参考にし、保険税率を令和元年度より2.82%減で、国民健康保険税を算出しました。また、歳出の保険給付費が増額となることから、それに伴い県支出金も増額となっております。

歳出では、被保険者数は減少しているものの、医療費が増加する見込みであることから、保険給付費は1.5%増で見込み、基金積立金については、決算状況をみて判断したいと考えております。

それでは、改めて、「令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について、ご説明いたします。

令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいとす

るものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億5,665万3千円に定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によりたいとするものであります。

第2条は、歳出予算の流用でありまして地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項に計上した経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めたいというものであります。

第1号として、各項に計上した給料、職員手当及び共済に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での経費の各項間の流用について定めており、第2号として、保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について、定めております。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の1ページをお開きください。まず、歳入です。

1款国民健康保険税から8款諸収入まで、歳入合計が18億5,665万3千円であります。前年度比較で、1,288万1千円の減、率にすると0.7%減であります。

次に2ページ、歳出ですが、1款総務費から9款予備費まで、歳出と同額の18億5,665万3千円であります。財源内訳は国県支出金が12億7,683万4千円、その他特定財源が、86万1千円、一般財源が5億7,895万8千円であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。まず歳入です。

1款1項は国民健康保険税です。1目、一般被保険者国民健康保険税3億5,318万8千円と2目、退職被保険者等国民健康保険税50万7千円を合わせた金額は3億5,369万5千円となり、前年当初と比較すると1,965万3千円の減となっております。

これは県が示す標準保険料率を参考に、一般被保険者3,687人、2,235世帯の数値と、収納率を94%で想定し積算したものです。

なお今回算出する保険税は仮算定です。6月の第2回定例会では町民税確定による本算定をもちまして予算を見直すこととなります。

4ページをお開きください。

2款1項は使用料、1目保健使用料は公共施設の使用料の見直しにより、健康管理センターの使用料8万7千円を見込んでおります。

5ページをご覧ください。

3款1項は国庫補助金で存目計上です。4款1項は県補助金で、1目 保険給付費等交付金12億7,643万3千円は、支出の保険給付費すべての補てん分及び町の保健事業に係る補助であります。

6ページをお開きください。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金39万9千円は、減額された前年度分の国庫負担金を県が補助するというものです。

4款2項は財政安定化基金支出金及び、7ページ、5款1項財産運用収入は存目計上です。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一定のルールに基づき 1 億 7,078 万 9 千円を一般会計から繰入するものでございます。

内訳であります。1 節、保険基盤安定繰入金は、被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となった一般被保険者の数に応じまして国県から補填されるものを一般会計で受け入れ、国保特会に繰り出しているものです。

2 節は職員給与費など歳出の総務費に係るものです。3 節の出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 に当たる額を一般会計から繰り入れるものであります。

4 節財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない被保険者等が多い等の理由により国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のために一般会計から国保特会に繰り入れるものです。

5 節その他一般会計繰入金は、町独自の施策として実施している医療費無料化の分です。

8 ページをお開きください。

6 款 2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金は存目計上です。

7 款 1 項は繰越金で、1 目療養給付費交付金繰越金は存目計上、2 目その他の繰越金は、前年度の繰越し 5,355 万 6 千円を見込んでおります。

8 款 1 項は延滞金加算金及び過料で、1 目一般被保険者延滞金は保険税の延滞金 25 万 4 千円を見込んでおります。

9 ページをお開きください。

8 款 3 項は雑入で、1 目一般被保険者第三者納付金 1 万 8 千円は第三者の行為による傷害の賠償金であります。

同じく 2 目退職被保険者等第三者納付金は存目計上、同じく 3 目一般被保険者返納金 62 万円、4 目退職被保険者等返納金 1 万 2 千円は保険給付の返納金です。

5 目療養給付費等負担金から 10 ページ 7 目特定健康診査等負担金までは過年度分で存目計上です。

同じく 8 目雑入、77 万 4 千円は人間ドック個人負担金等です。

次に、歳出です。11 ページをご覧ください。

1 款 1 項総務管理費 5,327 万 8 千円は、職員 5 人分の人件費と国保行政の運営に必要な事務費等です。

13 ページをお開きください。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費 187 万円は、賦課徴収に係る事務費等であります。

14 ページをお開きください。

1 款 3 項運営協議会費 50 万 7 千円は、国保運営協議会に係る経費です。

15 ページをご覧ください。

1 款 4 項趣旨普及費 22 万 9 千円は国保制度の周知に係る各種パンフレット、資料等であります。

1 款 5 項収納率等特別対策事業費 106 万 3 千円は徴収事務に係る事務費等でございます。

16 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費ですが、1 人あたりの給付費は増加している中で、直近

の実績値を基に積算したものです。

1 目、一般被保険者療養給付費は、前年度よりも 3,972 万円の増となります。

17 ページをご覧ください。

2 目退職被保険者等分は、新規の対象がなくなることから 1,355 万 2 千円の減の 197 万円を見込んでおります。

3 目、一般被保険者療養費 380 万 3 千円は、一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の被保険者負担分であります。

18 ページをお開きください。

2 款 2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は、一般被保険者の医療費自己負担分が一定額以上の高額に達した場合に発生する費用で、前年よりも 439 万 5 千円の減であります。

2 目は退職被保険者等の分で、前年よりも 198 万円の減です。

3 目、4 目は一般被保険者及び退職被保険者等の高額介護合算療養費です。

19 ページをお開きください。

2 款 3 項移送費は存目計上で、2 款 4 項出産育児諸費は、被保険者が出産した世帯につき 42 万円を限度として支給するもので、12 人分を見込んでおります。

20 ページをお開きください。

2 款 5 項は葬祭諸費です。被保険者の死亡に際し、葬祭費として 1 人につき 5 万円を支給するもので、30 件分を見込みました。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、県が県全体の保険給付費をもとに各市町村の過去 2 年間の医療費指数と所得係数、被保険者数を基に算出し、提示された金額となります。

同じく 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 3 億 1,038 万 9 千円から 21 ページの 3 項 1 目介護納付金分 3,556 万 2 千円までの計 4 億 5,087 万 5 千円は、県への納付金総額となりますが、現段階では仮算定でありますので、6 月第 2 回定例会での、本算定の納付金額により予算を見直すこととなります。

4 款 1 項共同事業拠出金は、存目計上です。

5 款 1 項特定健康診査等事業費 1,867 万 1 千円は、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための費用等であり、前年対比 65 万 2 千円の増であります。

22 ページをお開きください。

2 項 保健事業費は、指導にあたる看護師、医療費適正化事業として被保険者に対する医療費の費用額等の通知、日帰りドックの委託費用分を計上しました。

23 ページをお開きください。

同じく 3 項健康管理センター事業費 1 目施設管理費は、健康管理センターの維持管理費であります。

25 ページをお開きください。

6 款 1 項 基金積立金及び 7 款公債費は、存目計上となります。

26 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 150 万円は、過年度分の異動等または、修正申

告による還付金であります。

同じく 6 目その他の償還金 2,400 万円は、国や社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び交付金等の精算によるものであります。

9 款予備費は、5,866 万 1 千円を計上しました。

28 ページから 35 ページまでは、国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧ください。

説明は以上となります。

続きまして、議案第 14 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度となります。要介護認定者と介護サービス利用者は引き続き増加傾向にありますが、介護保険給付費を、計画値との比較した場合、おおむね計画通りで推移しております。

歳入ですが、被保険者 5,411 名前年度比 91 名増で、消費税率改定に伴います低所得者の軽減強化によりまして、介護保険料は 1.7%の減となり、国庫支出金等は交付割合により減となりました。

歳出では、施設介護サービスは増加傾向にありますが、居宅介護サービスについてはここ数年減少傾向にあります。

それでは、改めて、令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

令和 2 年度会津坂下町介護特別会計予算は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、21 億 5,022 万円に定めたいとするものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいとするものであります。

第 2 条は、歳出予算の流用でありまして、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項に計上した経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めたいというものであります。

第 1 号として、保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足が生じた場合における、同一款内での、これらの経費の各項の間の流用について、定めております。

詳細については、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。まず、歳入です。

1 款保険料から 9 款諸収入まで、歳入合計は 21 億 5,022 万円であります。前年度予算と比較し、6,690 万 4 千円の減で、率にすると、3.0%の減であります。

次に 2 ページ、歳出です。1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出の合計は歳入と同額の 21 億 5,022 万円です。財源内訳では国県支出金が 8 億 3,064 万 5 千円、その他特定財源が、5 億 5,715 万 8 千円、一般財源が 7 億 6,241 万 7 千円であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

まず歳入です。

1 款 1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料は、被保険者数を 5,411 名と見込んで、所得による段階別人数を基に 4 億 472 万円で算出しました。

2 款 1 項手数料のうち、2 目民生手数料 39 万 6 千円は、配食サービス事業の個人負担分の手数料であります。

次に、3 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 3 億 4,940 万 3 千円は、保険給付費における国の負担割合での計上となります。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項は国庫補助金、1 目調整交付金は、市町村の財政力の格差等を調整し介護制度の保険運営を安定的にするための交付金で、1 億 3,759 万円を計上いたしました。

2 目地域支援事業交付金 2,615 万 9 千円は、歳出における介護予防事業、地域包括支援事業の国の負担割合分を交付金として計上いたしました。

4 目保険者機能強化推進交付金 100 万円は、国が定めた評価指標ごとに保険者の取り組み状況が点数化され交付されるものです。

4 款 1 項は支払基金交付金です。1 目介護給付費交付金 5 億 4,234 万 9 千円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料納付金を計上いたしました。

2 目地域支援事業支援交付金 1,480 万 8 千円は、国の交付金と同様、歳出における支払基金の負担割合分を交付金として計上したものです。

5 款 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 3 億 341 万 8 千円と、5 ページ 5 款 2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金 1,307 万 5 千円につきましても、同じく県の負担割合分を計上したものです。

5 ページから 6 ページにかけて、7 款 1 項一般会計繰入金は、市町村の負担割合を一定のルールに基づき一般会計から繰入させていただくものです。

7 款 1 項 3 目低所得者保険料軽減繰入金 2,380 万 7 千円は、消費税率改定に伴う低所得者の軽減強化に伴うものであり、1,046 万 9 千円増となります。

同じく 2 項基金繰入金 1,700 万円は、介護保険事業の安定した運営を確保するためのものです。

以下は存目の予算計上ですので省略をさせていただきます、次に歳出の説明です。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費では、職員 5 人分の人件費及び事務費を計上しました。

10 ページをお開きください。

1 款 2 項は介護認定審査会費、1 目認定調査等費 803 万 8 千円は、介護認定に必要な書類作成の役務費・委託料を計上しました。

11 ページをお開きください。

2 目認定審査会共同設置負担金 490 万 2 千円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の要介護認定事務負担金であります。

続いて 2 款は歳出の 93.4%を占める保険給付費でございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費ですが、6 目までの合計が 18 億 2,574 万 3 千円で、令和元

年度の実績見込みを基にして算出しました。

12 ページをお開きください。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費は、地域密着型介護予防サービスが減少傾向にあることから、60 万円減の 240 万円を計上しました。

13 ページ、2 款 3 項その他諸費 135 万 9 千円は国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

2 款 4 項高額介護サービス等費 3,941 万 9 千円、2 款 5 項高額医療合算介護サービス等費 579 万円は、令和元年度の実績見込みを基に算出したところです。

14 ページをお開きください。

2 款 6 項特定入所者介護サービス等費 1 億 2,075 万 2 千円は、前年度の実績見込みより算出し、前年度比 309 万 8 千円の減としました。

14 ページから 15 ページの 3 款 1 項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者に対するサービスであり、これらのサービスのみを利用する場合は、介護予防のマネジメントを行ったうえで、介護予防を実施するもので、5,039 万 1 千円を計上いたしました。

15 ページをお開きください。

3 款 2 項は一般介護予防事業費であります。こちらは、対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うもので 425 万 2 千円を計上いたしました。

16 ページをお開きください。

3 款 3 項は包括的支援事業等費・任意事業費です。1 目総合相談事業費から、17 ページ 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費までは、地域包括支援センターの経費であり、1 目から 3 目まで 878 万 6 千円を社会福祉協議会への委託として計上しました。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費は地域包括ケア実現のために、医療と介護の相互理解や情報共有を行い、社会福祉協議会へ在宅医療・介護連携推進相談員を委託するもので、642 万 7 千円を計上いたしました。

18 ページをお開きください。

6 目生活支援体制整備事業費は、地域住民、高齢者、ボランティア等担い手体制の整備を目的に、社会福祉協議会へ生活支援コーディネーター設置活動を委託し、771 万 9 千円を計上しました。

7 目、認知症総合支援事業は、総合的な支援のため社会福祉協議会へ認知症地域支援推進員を委託し、事業全般で 761 万円となります。

19 ページをお開きください。

8 目地域ケア会議推進事業は、高齢者の自立支援のケアマネジメントや地域課題把握、地域資源発掘のための費用で 46 万 8 千円を計上いたしました。

これ以降は存目等の予算計上でありますので省略をさせていただきます。

22 ページから 29 ページまでは、介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧ください。

説明は以上となります。

続きまして

議案第 15 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 9,557 万 8 千円と、定めたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

保険料率は 2 年ごとに見直すことが高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、令和 2 年度から 2 年間、均等割は 2,900 円増の 4 万 4,500 円、所得割は 0.57%増の 8.51% となります。

また、元被扶養者の保険料軽減特例措置は、制度の持続性を高める観点から平成 30 年度から見直しが行われており、令和元年度から、元被扶養者均等割 5 割軽減が加入後から 2 年間に限定されたことも含め、全体で軽減対象者は前年対比 199 名の減となりました。

以上より、保険料率の増と軽減者数の減により保険料は上がり、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計の当初予算では、歳入歳出それぞれ、1 億 9,557 万 8 千円、対前年度比 8.5%、増額となることで編成をしたところであります。算出の基礎となる本町の被保険者数は対前年度比 164 名減の 3,171 人です。

それでは事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の 1 ページをお開きください。まず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入まで、歳入合計は 1 億 9,557 万 8 千円、前年度と比較して 1,528 万 5 千円の増であります。

2 ページをお開き下さい。歳出です。

1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の 1 億 9,557 万 8 千円です。財源内訳は、その他特定財源が 75 万 1 千円、一般財源が 1 億 9,482 万 7 千円であります。

3 ページ以降は詳細の説明になります。まず歳入です。

1 款 1 項 1 目の後期高齢者医療保険料は、被保険者数を 3,171 人と見込み、保険料率の増額などから対前年度比 1,443 万 9 千円増の 1 億 4,261 万 9 千円を計上しました。

3 款 1 項は一般会計繰入金です。1 目事務費繰入金は、徴収等に係る事務費につきまして一般会計から繰り入れるものです。

2 目の保健基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の減額分と、元被保険者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減に係る減額分を一般会計から繰り入れるものです。内訳では、県負担が 4 分の 3、町負担が 4 分の 1 となっております。

以下は存目の計上でありますので、次に歳出の説明です。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費には事務費等を計上いたしました。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 9,404 万 4 千円は、歳入予算の保険料、繰

越金、及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を県の後期高齢者医療広域連合に納付するための予算であります。

7ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金70万円は、年金天引き者の過年度保険料の還付金を計上いたしました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

（午後2時20分）

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後2時30分）

次に、議案第16号から議案第19号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第16号「令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億150万円と定めたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、坂下東及び坂下中央処理区の管渠埋設等に係る実施設計費及び工事請負費等を計上いたしました。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

「第1表歳入歳出予算」であります。詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

「第2表地方債」であります。

下水道事業公営企業債は、借入限度額を1億4,420万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

下水道事業資本費平準化債は、借入限度額を2,000万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

公営企業会計適用債は、借入限度額を330万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款分担金及び負担金から7 款町債まで歳入合計が5億150万円でありまして、前年度比8,280万円の増であります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款下水道事業費から3 款予備費まで、歳出合計が5億150万円でありまして、その財源内訳は、国県支出金1億2,800万円、地方債1億6,750万円、その他の特定財源8,303万9千円、一般財源1億2,296万1千円となっております。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款1 項1 目負担金、1,194万7千円は、前年度比575万9千円の増となっており、主な理由といたしまして、新規賦課区域面積の増によるものであります。

2 款1 項1 目使用料、6,998万8千円は、前年度比880万の増となっております。令和2年4月1日施行の料金改定による増額分が主なものであります。

2 款2 項1 目手数料、23万円は、指定業者登録新規手数料1件及び令和2年4月より新たに徴収することとなった更新手数料22件を見込んだものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

3 款1 項1 目土木費国庫補助金、1億2,500万円は、前年度比2,500万円の増であります。

4 款1 項1 目土木費県補助金、300万円は、前年度比20万円の減であります。

5 款1 項1 目一般会計繰入金は、負担金、使用料、国・県の補助金、町債等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に補填財源として繰り入れするものでありまして、1億2,227万8千円を計上いたしました。

5 ページをお開き願いたいと思います。

6 款1 項1 目延滞金から6 款2 項1 目預金利子までは、存目であります。

6 款3 項1 目雑入、155万4千円は、前年度比7千円の増であります。主なものは1 節雑入の下水道まつり助成金10万円及び原子力損害賠償金77万2千円と、2 節消費税還付金、68万円であります。

6 ページをお開き願いたいと思います。

7 款1 項1 目下水道事業債、1億6,750万円は、前年度比4,340万円の増となっております。これは、管渠埋設工事等事業費に伴う公共下水道整備事業債1億4,420万円、資本費平準化債2,000万円及び公営企業会計適用債330万円によるものであります。

7 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費、359 万 6 千円は、前年度比 324 万 5 千円の増であります。主なものとしまして、12 節委託料、330 万は、企業会計導入に係る基礎調査等業務に係る委託料であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費、6,406 万 6 千円は、前年度比で 1,265 万 3 千円の増であります。

10 節需用費は 929 万 9 千円ではありますが、その主なものは、光熱水費 909 万 6 千円でありまして、坂下西、坂下東及び坂下中央各浄化センターに係る電気料及び水道料であります。

8 ページをお開き願いたいと思います。

11 節役務費、39 万 1 千円は、各浄化センター監視システムの電話回線使用料及び火災保険料等であります。

12 節委託料は 4,794 万 4 千円ではありますが、その主なものは、浄化槽維持管理に係る委託料 4,619 万 6 千円でありまして、坂下西、坂下東及び坂下中央の各浄化センターの維持管理費及び汚泥処分に係る処分費や運搬費などあります。なお、浄化センターの維持管理については、令和 2 年度より 3 年間の長期継続契約を予定しているところであります。

また、水道事業会計への使用料徴収収納事務委託費として 134 万 6 千円を計上いたしました。

14 節工事請負費、638 万 8 千円は、坂下西浄化センター高圧受変電設備更新等の修繕費を計上したところでございます。

1 款 3 項 1 目建設費、3 億 530 万円は、前年度比 6,988 万円の増であります。

9 ページをお開き願いたいと思います。

2 節給料から 4 節共済費まで職員 2 名分の人件費を計上させていただきました。

7 節報償費、73 万 9 千円は、新規賦課区域の受益者負担金前納報奨金を計上させていただいたところであります。

10 頁をお開き願いたいと思います。

12 節委託料、7,762 万 9 千円は、坂下東、坂下中央処理区の管渠埋設工事に係る実施設計費及び下水道台帳システムデータ作成に係る委託料を計上させていただいたものであります。

14 節工事請負費、2 億 140 万円は、坂下東、坂下中央処理区の管渠埋設工事、舗装復旧工事に係る工事請負費を計上させていただいたところでございます。

21 節補償補填及び賠償金、883 万円は、管渠埋設工事に支障となる水道管等の移設補償費を計上させていただいたものでございます。

11 頁をお開き願いたいと思います。

2 款 1 項 1 目元金は、1 億 677 万 1 千円となっております。また、2 目利子につきましては、2,163 万円でありまして、これはともに償還計画によるものであります。

3 款 1 項 1 目予備費は 13 万 7 千円を計上させていただいたところであります。

12 ページから 19 ページにつきましては、給与費明細書であります。

20 ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為で翌年度以降にわたり設定したものの状況に関する調書であります。処理

場維持管理業務委託を長期継続契約したものであります。

20 ページをお開き願いたいと思います。地方債に関する調書であります。令和 2 年度末の地方債残高は 17 億 9,706 万 3 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 17 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3,262 万 3 千円と定めたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、地方債であります。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、都市計画道路「坂下喜多方線」の延伸に向け 1 戸 6 棟の移転補償費を計上させていただいたところであります。

それでは、予算書について説明申し上げたいと思います。

1 ページをお開き願いたいと思います。第 1 表歳入歳出予算であります。

詳細につきましては、事項別明細書にご説明申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。第 2 表は地方債であります。

都市計画事業公共事業等債は、借入限度額を 5,770 万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款国庫支出金から 6 款町債まで、合計 2 億 3,262 万 3 千円、前年度比 5,339 万 8 千円の増であります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款事業費から 2 款公債費まで、歳出合計 2 億 3,262 万 3 千円でありまして、その財源内訳は、国庫補助金 7,087 万 5 千円、地方債 5,770 万円、その他特定財源といたしまして 592 万 9 千円、一般財源 9,811 万 9 千円となっております。

なお、本年度は、予備費の計上はしておりません。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金、7,087 万 5 千円は、前年度比 3,150 万円の増となっております。

2 款 1 項 1 目不動産売払収入、591 万につきましては、前年度比 4 万 5 千円の減となっております。これは予定する保留地処分面積の減によるものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の歳出合計に対し、不足する場合に繰り入れるものでありまして、9,811 万 9 千円を計上いたしました。

4 款 1 項 1 目繰越金は、存目であります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

5 款 1 項 1 目預金利子は、町指定金融機関の普通預金利子、5 款 2 項 1 目雑入は、仮換地証明手数料等であります。

6 款 1 項 1 目土木債、5,770 万円は、前年度比 2,570 万円の増となっております。これは、起債対象事業費の増によるものであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費、1 億 5,258 万 6 千円は、前年度比 6,381 万 5 千円の増となっております。

主な理由といたしましては、移転補償補填及び賠償金の増によるものであります。

次に、主な経費でございますが 1 節報酬は、土地区画整理審議会委員及び評価委員の報酬であります。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 1 名分の人件費を計上しているところであります。

10 節需要費、5 万 5 千円は、積算資料等の費用の計上させていただいたところでありませす。12 節委託料、242 万 2 千円は、移転先の境界杭打設を行う区画面地測設、町管理地の除草等の維持管理に係る委託料を計上させていただいたところでございます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

18 節負担金補助及び交付金、769 万 2 千円は、水道管布設に係る負担金を計上しております。

21 節補償補填及び賠償金、1 億 3,630 万円は、建物移転等 1 戸 6 棟に係る補償費及び農業休止補償等でございます。

次に 2 款 1 項 1 目元金の 7,712 万 9 千円、2 目利子の 290 万 8 千円共に起債の償還金でございます。

7 ページから 14 ページまでにつきましては、給与費の明細書でありますので後ほどご覧いただければというふうに思います。

15 ページをお開き願いたいと思います。

地方債に関する調書であります。令和 2 年度末残高は 4 億 8,233 万 9 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 18 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明申し上げたいと思います。

令和 2 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,130 万円と定めたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」

によりたいというものであります。

本年度の予算は、窪倉・合川・陣が峯・長井の各浄化センターの維持管理費を計上いたしたところでございます。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

「第1表歳入歳出予算」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

事項別明細書1ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1款分担金及び負担金から4款諸収入まで歳入合計が7,130万円であり、前年度比240万円の増であります。

2ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款農業集落排水事業費から3款予備費まで、歳出合計7,130万円でありまして、その財源内訳は、その他の特定財源2,554万3千円、一般財源4,575万7千円となっております。

3ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1款1項1目農林水産業費分担金、8万7千円は、受益者分担金滞納繰越分であります。

2款1項1目使用料、2,533万6千円は、前年度比439万5千円の増となっております。令和2年4月1日より施行いたします料金改定による増額分が主なものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、分担金、使用料等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に補填財源として繰り入れするものでありまして、4,575万5千円を計上いたしました。

4ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目延滞金から4款2項1目預金利子までは、存目計上でございます。

4款3項1目雑入、11万9千円は、原子力損害賠償金が主なものであります。

5ページ目をお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款1項1目一般管理費は300万2千円であります。

26節公課費の消費税及び地方消費税296万7千円が主なものであります。

1款2項1目維持管理費、2,539万7千円は、前年度比262万3千円の増であります。

2節給料から4節共済費まで、職員1名分の人件費を計上させていただいたところあります。

6ページをお開き願いたいと思います。

10節需用費の388万6千円は、4ヵ所あります浄化センターの光熱水費344万1千円が主なものであります。

12節委託料933万円ではありますが、同じく4浄化センターの維持管理597万8千円及び汚泥引抜運搬費216万5千円が主なものであります。なお、維持管理費のうち「陣が峯城」及び「長井浄化センター」につきましては、令和2年度より3年間の長期継続契約を予定しておるところであります。

7ページをお開き願いたいと思います。

13節使用料及び賃借料、22万2千円は、業務用車両のリース料であります。

14 節工事請負費、163 万 9 千円は、窪倉浄化センター原水ポンプ及び合川浄化センター汚泥移送ポンプの修繕費であります。

18 節負担金補助及び交付金、269 万 6 千円は、真木・津尻処理区処理場等の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への負担金であります。

2 款 1 項 1 目元金は、3,309 万 9 千円となっております。また、2 目利子は、960 万 5 千円でありまして、ともに償還計画によるものであります。

8 ページをお開き願いたいと思います。

3 款 1 項 1 目予備費は、19 万 7 千円を計上したところでございます。

9 ページから 16 ページにつきましては、給与費明細書であります。

17 ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為で翌年度以降にわたり設定したものの状況に関する調書であります。陣が峯城及び長井処理場の維持管理業務委託を長期継続契約としたものであります。

18 ページをお開き願いたいと思います。

地方債に関する調書であります。令和元年度末の地方債残高は、4 億 3,056 万 4 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 19 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第 1 条は、令和 2 年度会津坂下町の水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、業務の予定量でありまして、給水戸数を 5 千 783 戸、給水人口を 1 万 4 千 955 人、年間配水量を 180 万立方メートル、一日平均配水量を 4,932 立方メートルに、それぞれ予定したいというものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第 1 款「水道事業収益」を 5 億 3,027 万 2 千円に、支出につきましては、第 1 款「水道事業費用」を 4 億 6,383 万 9 千円と予定したいというものであります。

次ページをお開き願いたいと思います。

第 4 条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第 1 款「資本的収入」、1,272 万 8 千円に、支出につきましては、第 1 款「資本的支出」を 1 億 7,953 万 4 千円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 6,680 万 6 千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、1 億 5,749 万 9 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、930 万 7 千円で補てんするものであります。

第 5 条は、議会の議決を経ないで流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費、3,035 万 2 千円であります。

第 6 条は、他会計からの補助金で、水道事業助成のための補助金額は、844 万円であり

ます。

第7条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、限度額を408万9千円に定めたいというものであります。

それでは、1ページから2ページまでは、予算の実施計画であります。それにつきましては、13ページからの予算明細書でご説明申し上げたいというふうに思います。

3ページをお開き願いたいと思います。予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、貸借対照表上の令和2年度末の現金預金、6億6,396万3,194円と予定しており、資金期末残高は、令和2年度末の現金預金残高6億6,119万9,732円と予定したいというものであります。

4ページをお開き願いたいと思います。令和元年度予定損益計算書であります。

5ページをお開き願いたいと思います。同じく、令和元年度予定貸借対照表であります。

6ページをお開き願いたいと思います。6ページにつきましては、令和2年度予定貸借対照表でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。

7ページから11ページまでにつきましては、給与費明細事項等を記載してあります。

次に12ページをお開き願いたいと思います。注記表であります。後ほどご覧いただければというふうに思います。

次に13ページをお開き願いたいと思います。

予定明細書であります。その主なものについてご説明申し上げたいと思います。

まず、収益的収入について申し上げます。

1款1項1目給水収益の本年度予定額は、4億6,084万8千円で、前年度比3,866万3千円の増となります。これにつきましては、水道使用料で、前年度の実績見込額に料金改定率を加味し計上させていただいたものであります。

1款1項2目受託工事収益の本年度予定額は、60万9千円で前年度比28万円の増となります。これは、給水装置修繕工事、給水管移設工事収益を計上させていただいたものであります。

1款1項3目その他の営業収益の本年度の予定額は、838万5千円で前年度比236万6千円の減となります。3節加入金の新規見込分を平成30年度までの実績を基に算出させていただいて、前年度比283万2千円の減の519万2千円を計上させていただいたものであります。4節雑収益の216万3千円は、消火栓維持管理負担金と下水道及び農業集落排水事業特別会計からの使用料料金徴収経費負担金を計上させていただいたものであります。

14ページをお開き願いたいと思います。

1款2項2目他会計補助金の本年度予定額は、844万円で前年度比3千円の減となります。これは、水道事業助成のための一般会計及び坂下東第一地区土地区画整理特別会計からの補助金で、企業債元利償還金の一部補助となっております。

1款2項3目雑収益の本年度の予定額は、144万8千円で、前年度比71万9千円の減となります。これは、令和2年度実施の水道メーター一斉交換対象件数の減少のため、減と

なりました。

1 款 2 項 4 目長期前受金戻入の本年度予定額 5,040 万 5 千円は、現金支出を伴わない収入でありまして、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

1 款 3 項 1 目過年度損益修正益は、存目 1 千円を計上いたしました。

15 ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出について申し上げます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の本年度予定額は、1 億 9,197 万円で、前年度比 718 万円の減となります。主なものは、31 節受水費、1 億 8,984 万 9 千円で、会津若松地方広域市町村圏整備組合よりの受水費用であり、前年度の実績見込量を基に 100 万 6 千円の減となりました。

1 款 1 項 2 目配水及び給水費の本年度予定額は、4,476 万 2 千円で、前年度比 297 万 8 千円の増となります。主なものは、16 ページをご覧くださいと思います。20 節修繕費、1,064 万円で、令和 2 年度実施の水道メーター一斉交換対象件数が減少したため、177 万 6 千円の減となりました。48 節工事請負費、1,238 万 6 千円につきましては、下水道事業施工区域内の給水管布設替工事で、552 万 2 千円の増となっております。

1 款 1 項 3 目受託工事費の本年度予定額は、60 万 1 千円でありまして、前年度比 27 万 9 千円の増となります。主なものは、17 ページをご覧くださいと思います。48 節工事請負費、25 万 3 千円でありまして、坂下東第一土地区画整理事業地内の給水管布設工事の工事費の全額増となっております。

1 款 1 項 4 目総係費の本年度予定額は、5,549 万 9 千円で、前年度比 220 万 1 千円の減となります。1 節給料から 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 4 名分の人件費であります。

18 ページをご覧くださいと思います。

15 節通信運搬費、282 万 5 千円は、水道施設の電話料、納付書発送等の郵便料であります。17 節委託料、1,377 万 4 千円は、水道検針業務及び水道業務システムの保守料等であります。19 節賃借料、399 万 4 千円は、水道料金システムの賃借料等であります。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

19 ページ、1 款 1 項 5 目減価償却費の本年度予定額は、1 億 4,236 万 9 千円で、前年度比 63 万 4 千円の増となります。主なものにつきましては、配水管等の構築物が 1 億 3,784 万 9 千円、機械及び装置、291 万 6 千円であります。

1 款 1 項 6 目資産減耗費の本年度の予定額は、339 万 2 千円でありまして、前年度比 491 万 8 千円の減となります。これにつきましては、中央監視盤撤去費用、及びテレメーター装置更新などに伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものであります。

1 款 2 項 1 目支払利息の本年度予定額は、1,125 万 8 千でありまして、前年度比 204 万 2 千円の減となります。企業債償還に伴う利息であります。

1 款 2 項 2 目雑支出の本年度予定額は、183 万 3 千円でありまして、前年度比 53 万 8 千円の減となります。これにつきましては、令和 2 年度実施の水道メーター一斉交換の対象の水道メーターの評価額であります。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税の本年度の予定額は、995 万 5 千円で、給水収益の増により前年度比 193 万 3 千円の増となったところであります。

1 款 3 項 1 目過年度損益修正損を、存目 1 千円を計上させていただいたところであります。

20 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 3 項 2 目その他特別損失は、前年度同額の 15 万円を計上させていただいたところであります。

21 ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入についてご説明申し上げます。

1 款 3 項 1 目他会計負担金の本年度の予定額は、1,151 万 5 千円で、前年度比 677 万 3 千円の増となります。これにつきましては、坂下東第一地区土地区画整理事業地内並びに下水道事業施工区域内の配水管布設工事に係る負担金であります。

1 款 5 項 1 目寄附金は、前年度同額の 25 万円を計上させていただいたところでございます。

1 款 6 項 1 目補助金、96 万 2 千円につきましては、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

1 款 7 項 1 目その他収入につきましては、存目 1 千円を計上させていただいたところでございます。

22 ページをご覧いただきたいと思います。

資本的支出について申し上げます。

1 款 1 項 2 目メーター費の本年度予定額は、14 万 4 千円で、新規取付見込を計上させていただいたものであります。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費の本年度予定額は、1 億 1,451 万 5 千円で、前年度比 2,462 万円の増となったものであります。主なものとしましては、3 節構築物中央配水場タンク塗装 2 基分で 1,399 万 2 千円、配水管布設工事で 7,578 万円を計上させていただいたものであります。

1 款 2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は、6,437 万 1 千円でありまして、前年度比 1,644 万 1 千円の減となったところであります。

23 ページをお開き願いたいと思います。

実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入、5 億 3,027 万 2 千円、収益的支出、4 億 6,383 万 9 千円で、差し引き税込当期純利益、6,643 万 3 千円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、930 万 7 千円と貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税、1 万 4 千円を差し引いた税抜当期純利益は、5,711 万 2 千円を見込んだところでございます。

(2) であります。資本的収支では、資本的収入、1,272 万 8 千円、資本的支出、1 億 7,953 万 4 千円で、差し引き、1 億 6,680 万 6 千円が不足いたします。その不足額分につきましては、過年度分損益勘定留保資金から 1 億 5,749 万 9 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、930 万 7 千円で補てんしたいというものであります。

補てん財源明細書につきましては、補てん財源明細書のとおりでございますのでご覧いただければというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は最終日においてお願いいたします。

◎予算特別委員会の設置について

◎議長（古川庄平君）

日程第9、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第12号「令和2年度会津坂下町一般会計予算から」議案第19号「令和2年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については、委員会条例第5条の規定により、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

議案第12号「令和2年度会津坂下町一般会計予算」から議案第19号「令和2年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

1番、物江政博君、2番、赤城大地君、3番、横山智代君、4番、渡部正司君、5番、小畑博司君、6番、佐藤宗太君、7番、山口享君、8番、三橋薫君、9番、青木美貴子君、10番、五十嵐正康君、11番、渡部順子君、12番、五十嵐一夫君、13番、水野孝一君、14番、酒井育子君、15番、猪俣恒雄君、16番、古川庄平君。

◎議長（古川庄平君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、16人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名しました 16 人の方を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において予算特別委員会を開催して、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、14 番、酒井育子君をお願いいたします。

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

2 月 20 日から 24 日は休会であります。

2 月 25 日は午前 10 時より本会議を開き一般質問を行います。

一般質問は既に 2 月 13 日、正午に通告を締め切っており、議員 8 人から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（古川庄平君）

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞様でした。 （散会 午後 3 時 13 分）

なお、直ちに予算特別委員会を開催いたします。予算特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員